

第5次出雲崎町総合計画

後期基本計画 平成28年度～平成32年度

第5次 出雲崎町総合計画 後期基本計画

平成28年3月

発行：新潟県出雲崎町

編集：出雲崎町総務課

新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

印刷：株式会社第一印刷所

第5次出雲崎町総合計画

後期基本計画
平成28年度～平成32年度

新潟県出雲崎町

新潟県出雲崎町

は じ め に

本町は、第5次出雲崎町総合計画の基本構想に基づく前期基本計画を平成23年に策定し、「恵まれた自然と歴史のなかで、安全・安心に暮らせる町づくり」を基本理念として、全力で諸施策に取り組んでまいりました。

この間には、東日本大震災からの復興、政権交代、消費税率の引き上げ、TPPの大筋合意など町を取り巻く環境も大きく変化しております。

本町もこれらの状況に対応しながら、防災減災対策、定住対策、子育てしやすい町づくりなど様々な施策を展開してまいりました。

また、国が目指す地方創生については、町が策定した「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実行し、更なる人口減少対策に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、第5次出雲崎町総合計画―後期基本計画の策定にあたっては、行財政のスリム化を図りながら、更なる住民サービスの展開、人口減少対策を図っていくことといたしました。そのためには、今後の財政状況をしっかり見定め、「未来に繋ぐ町づくり」を目指してまいります。

終わりに、この計画策定に当たり、総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた関係各位に対して、心からお礼申し上げますとともに、今後ともご指導ご協力をお願い申し上げます。



平成28年3月

出雲崎町長 小林 則 幸

計画の基本的方向

「恵まれた自然と歴史のなかで安全安心に暮らせるまちづくり」を基本理念とした後期基本計画は、基本構想で定められた次に掲げる5つの基本方針を柱に各種施策を具体的、かつ体系的に明らかにし、その内容は、町等が主体となって実現可能な事業を策定しますが、さらに国・県への要望や民間活力の誘導等に積極的に取り組み構想の実現を効果的に達成しようとするものです。

- 1 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 2 安全で快適な美しい環境のまちづくり
- 3 活気・活力に満ちた産業のまちづくり
- 4 夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくり
- 5 町民と協働で築くまちづくり

計画の期間・目標年次

この計画における目標年次は、それぞれ次のとおりとします。

- | | |
|---------------|--------------|
| ・ 基準年次 | 平成23年度 |
| ・ 基本構想の目標年次 | 平成32年度 |
| ・ 前期基本計画の目標年次 | 平成27年度 |
| ・ 後期基本計画の目標年次 | 平成32年度 |
| ・ 実施計画 | 3か年間のローリング方式 |

出雲崎町総合計画（後期基本計画） 目次

第1章 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり	3
1. 社会福祉の充実	3
1 地域福祉	3
2 児童福祉	4
3 ひとり親福祉	5
4 高齢者福祉	5
5 障がい者（児）福祉	7
2. 保 健	9
3. 医 療	11
4. 社会保険の充実	11
1 国民健康保険	11
2 介護保険	12
第2章 安全で快適な美しい環境のまちづくり	14
1. 土地利用	14
2. 水資源	14
3. 生活環境の整備	15
1 生活圏の整備	15
2 交通・通信	16
3 公園・緑地	20
4 住宅・宅地	20
5 上水道	21
6 下水道	22
7 環境衛生	23

4. 安全な生活環境	24
1 交通安全	24
2 消防・防災	26
3 防 犯	29
4 公 害	29
5 雪対策	29
6 治山・治水	30

第3章 活気・活力に満ちた産業のまちづくり 31

1. 農林水産業	31
1 農 業	31
2 林 業	33
3 水産業	35
2. 商 業	36
3. 工 業	38
4. 地場産業	39
5. 観光・レジャー	39

第4章 夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくり 42

1. 就学前の児童養育	42
2. 学校教育	42
3. 生涯学習	43
4. 歴史・文化	45
5. 運動・スポーツ	48

第5章 町民と協働で築くまちづくり	51
1. まちづくり	51
2. 定住自立圏の形成	51
3. 交流ネットワークの形成	52
4. 定住対策	52
5. 行財政の合理化	53
後期基本計画に基づく事業計画	59
策定資料	
1. 出雲崎町総合計画審議会条例	69
2. 出雲崎町総合計画策定の諮問書	71
3. 出雲崎町総合計画の諮問に対する答申書	72
4. 第5次出雲崎町総合計画策定の経過	73
5. 出雲崎町総合計画審議会委員名簿	74

後期基本計画

第1章 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり

第1 社会福祉の充実

1 地域福祉

[現状と問題点]

基本的生活を支える福祉として、経済的困窮者や社会的ハンディキャップを持つ人たちに対して、地域が連携していく必要があります。

本町における地域福祉活動は、出雲崎町社会福祉協議会の活動を中心として展開されています。ボランティア活動に対する地域住民の認識は徐々に高まっていますが、本町においても超高齢化時代に対応するために、ボランティア活動をさらに広げていかなければなりません。

地域福祉活動の中心である社会福祉協議会の充実を図りながら、地域の連携を育み、社会的弱者の支援に努める必要があります。

表－1 登録ボランティア団体の状況

(平成27年4月1日現在、単位：人)

グループの名称	結成年月日	構成員数	主な活動内容
ひまわりグループ	昭和54年 2月	17	施設清掃等
出雲崎日赤奉仕団	昭和44年 8月	43	施設清掃、地域清掃等
出雲崎町婦人会	昭和39年 7月	67	高齢者ふれあい交流事業、特養への月1回施設訪問、児童対象の茶道教室
西越仏教会	昭和12年 4月	14	やすらぎの里月1回法話会
出雲崎町老人クラブ連合会	昭和39年 4月	456	施設清掃、地域清掃、給食弁当配達
いずもぎ R O H O 21	平成 2年 10月	3	「広報いずもぎ」音声訳テープ作成、提供
出雲崎町社協ボランティアグループ	平成 2年 4月	66	給食弁当づくり、配達
出雲崎町手話サークルひまわりの会	平成10年 2月	8	手話による聴覚障害者との交流

(資料：出雲崎町社会福祉協議会)

【施策の方針】

1. 出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」を地域福祉・地域保健の総合的拠点として活用を図ります。
2. 地域福祉活動の中心となる社会福祉協議会の充実・強化により、ボランティア団体とその指導者の育成に努めます。
3. 地域福祉を推進するためには、町ぐるみの取り組みが必要であり、ボランティアの活発化や意識啓発の促進などにより、町民が相互に助け合い支え合う町づくりに努めます。

2 児童福祉

[現状と問題点]

本町には私立の保育所が2か所あります。平成27年4月1日現在で、定員135人に対して110人の義務教育就学前児童の保育を行っています。

核家族化や共働き夫婦の増加により、保護者の乳幼児保育等に対するニーズが増大してきており、それに対応した保育サービスの充実が必要となります。

また、乳幼児期を心身ともに健全に育成することは社会全体の使命です。次代を担う児童の保育環境のより一層の向上を目指して、地域ぐるみで健全育成体制の充実に努めます。

表-2 保育所の現状

(平成27年4月1日現在、単位：人)

保育所名	設立年月日	建物面積 (㎡)	保育士数	定員	入所人員
出雲崎保育園	昭和23年8月1日	650.70	14	90	77
小木之城保育園	昭和43年7月1日	738.78	7	45	33

(資料：保健福祉課)

表-3 児童遊園の状況

名称	所在地	土地面積 (㎡)
川西児童遊園	出雲崎町大字川西280-1	1,555.12
八手児童遊園	出雲崎町大字船橋473-3	1,684.32
藤巻児童遊園	出雲崎町大字藤巻543-3	871.77
井鼻児童遊園	出雲崎町大字井鼻676-3	654.00
羽黒町児童遊園	出雲崎町大字住吉町1-14	637.30
神条児童遊園	出雲崎町大字神条259-2	1,518.00

(資料：保健福祉課)

【施策の方針】

- 2歳児未満保育・延長保育・一時保育の拡充等、ニーズの高い保育サービスの整備に努めます。
- 保育料の軽減、子どもの医療費助成などにより、少子化対策や子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。
- 昼間、保護者のいない児童の実態やニーズの把握に努め、地域の実情に応じた放課後児童対策を積極的に支援するとともに、学校の余裕教室の利用による放課後子ども教室を開設します。

4. 児童の日常生活圏内における、健全な遊び場の確保に努めるとともに、通園・通学路の安全確保を図ります。
5. 保護者が子どもを産み育てることに喜びを感じることができるよう、子育てへの不安や悩みを軽減するため、妊産婦の医療費助成、助産師による相談体制の整備などのほか、世代を超えた交流を通じ、人と人とがふれあえるような環境づくりに努めます。
6. 子育て支援拠点施設を整備します。

3 ひとり親福祉

[現状と問題点]

平成27年4月1日現在における本町のひとり親家庭は28世帯となっています。子どもたちの養育と生計維持のために、精神的・経済的な負担が大きく、社会的にも不安な状態に置かれています。

このため、これらの家庭に対して児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のために環境の整備と支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の児童を取りまく環境をより一層向上させ、地域ぐるみで健全育成に努めます。

【施策の方針】

1. ひとり親（母親）家庭の自立を図るため、職業訓練等の就業支援に関する相談機能の強化を図ります。
2. 相談支援体制の充実を図り、子育てや生活における不安の解消を図ります。

4 高齢者福祉

[現状と問題点]

本町は、平成27年4月1日現在の住民基本台帳による高齢者人口は、1,866人で、高齢化率は39.7%となっており、全国平均をはるかに上回っています。

また、核家族化に起因する一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯も増加の傾向にあります。

このような状況の中で、高齢者を取り巻く環境は極めて厳しく、また、高齢者福祉に対するニーズもますます多様化する傾向にあります。

このため、介護保険制度とあわせて、町独自の高齢者のための在宅福祉サービスの充実により、きめ細やかな支援を行う必要があります。

これとともに、「やすらぎの里」などの特別養護老人ホームをはじめ、養護老人ホー

ム、老人保健施設などと広域的な連携を図っていかなければなりません。

一方で、高齢者の社会参加や生きがい対策についても、知識や技術・経験などを生かせる「場」の提供に努めるとともに、仲間づくりを進め、社会参加が容易にできるシステムづくりを進めていく必要があります。

表－４ 高齢者人口の推移

(4月1日現在 単位：人・%)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
総 人 口	5,111	5,041	4,938	4,832	4,705	
60歳 以 上 (A)	2,302	2,315	2,315	2,292	2,255	
65歳 以 上 (B)	1,848	1,852	1,874	1,868	1,866	
総人口に 対する割合	(A)	45.0	45.9	46.9	47.4	47.9
	(B)	36.2	36.7	38.0	38.7	39.7

(資料：町民課住民基本台帳人口)

表－５ 高齢者世帯の状況

(4月1日現在 単位：戸・%)

年 次	世帯数 (A)	65歳以上の高齢者のみの 世帯数 (B)	65歳以上単身 高齢者世帯	比率 (B/A)
平成23年	1,802	582	376	32.3
平成24年	1,803	546	348	30.3
平成25年	1,791	583	368	32.6
平成26年	1,773	610	380	34.4
平成27年	1,763	631	396	35.8

(資料：保健福祉課)

表－６ 老人クラブの状況

(4月1日現在 単位：クラブ・人)

区 分 \ 年 度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
ク ラ ブ 数	13	13	13	13	13
会 員 数	587	561	525	477	456

(資料：出雲崎町社会福祉協議会)

表-7 老人福祉施設等への入所

(4月1日現在 単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
特別養護老人ホーム	37	33	39	39	41
やすらぎの里	19	18	19	19	20
介護老人保健施設	36	41	34	29	28
介護病床	3	2	5	5	4
グループホーム	5	7	8	8	6
養護老人ホーム	4	5	5	5	3
ケアハウス	19	25	25	22	20
グレートヒルズ	16	22	22	19	17
サービス付き高齢者向け住宅	11	14	14	12	7

(資料：保健福祉課)

【施策の方針】

1. 保健福祉活動の拠点となる出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」の有効活用と利用促進を図ります。
2. 保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センターを中核機関として、高齢者の生活支援に努めます。
3. 町内有償ボランティアや近隣のシルバー人材センター機能を活用しながら、高齢者の生きがいや就労の支援に努めます。

5 障がい者（児）福祉

[現状と問題点]

本町の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持人数は、約360人となっており、人口に占める割合は約8%となっています。

このうち、身体障がい者（児）は、肢体不自由が56%ですが、内部障がいのうちじん臓機能障害（人工透析者）は、他市町村と比較しても高い割合となっています。内部障がいは予防可能な障がいであり、適切な食生活や生活習慣についての保健指導を行い、内部障がいの予防を図ります。

知的障がい者（児）に関しては、引き続き巡回指導や療育相談を行い、早期発見と適切な医療ケアにつなげる必要があります。

精神障がい者（児）に関しては、早期発見・早期治療のためにも、啓発活動や生活しやすい環境づくりを目指します。また自立支援医療（精神通院）や町精神障害者医療費助成制度を活用し、医療費負担の軽減を図ります。

本町も急激に進む高齢化社会の中で、高齢者と障がい者のみの世帯が増加してきています。高齢者の介護保険制度とともに、障がい者の福祉サービスの充実を図っていくうえで、日中活動の場となる「ふれ愛サポートセンターいずもぎき」を拠点とした障害福祉サービスの充実、居住の場となるグループホーム、ケアホームの更なる設置、様々な活動機会の提供や社会との交流促進等を目的とした地域活動支援センターの設置、福祉サービスを提供するヘルパーの確保などを図っていかねばなりません。

さらに、障がい者（児）やその家族などから生活面での相談を受ける相談支援事業の充実を図り、多様化する障がい者等のニーズ、困り感を的確に把握し、地域社会で自立した日常生活が過ごせるよう、きめ細やかなサービスを行う必要があります。

表－8 身体障がい者（児）の状況

（4月1日現在 単位：人・％）

年次	視覚障害	聴覚障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計	人口に 占める比率
平成23年	18	22	2	145(2)	79(1)	266(3)	5.22
平成24年	17	23	2	156(2)	67(1)	265(3)	5.27
平成25年	17	21	3	156(2)	66(1)	263(3)	5.32
平成26年	14	21	1	148(2)	76(1)	260(3)	5.38
平成27年	14	22	1	146(2)	78(1)	261(3)	5.55

（資料：保健福祉課）、（ ）内は児童数を再掲

表－9 知的障がい者（児）の状況（療育手帳交付数）

（4月1日現在 単位：人・％）

年次	A（重度）		B（中軽度）		合計	人口に 占める比率
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上		
平成23年	1	19	5	27	52	1.02
平成24年	2	18	5	38	63	1.25
平成25年	2	18	4	39	63	1.27
平成26年	1	17	4	38	60	1.24
平成27年	1	17	4	41	63	1.34

（資料：保健福祉課）

表-10 精神障がい者の状況

(4月1日現在 単位：人)

区分	精神保健福祉手帳 所持者	自立支援医療（精神通院） 利用者	医療費助成 申請者
平成23年	32	66	27
平成24年	36	72	25
平成25年	36	67	25
平成26年	39	67	22
平成27年	39	70	19

(資料：保健福祉課)

【施策の方針】

1. 保健、医療分野と連携し、障がいの予防、早期発見、早期治療、療育体制の確立を図ります。
2. 日常生活の支援、医療費の助成、通院・通学時の移動支援など、各種支援・助成事業の拡充を図ります。
3. 「ふれ愛サポートセンターいずもぎき」を拠点として、障害福祉サービスの充実を図ります。
4. 住み慣れた地域で生活ができるよう、ヘルパーの確保、在宅福祉サービスの充実を図ります。
5. 多様化するニーズ、困り感を的確に把握し、きめ細やかなサービスにつなげるため相談支援事業の充実を図ります。
6. 障がい児を持つ家庭に対する保育サービスを充実し、児童の健全育成を図ります。

第2 保 健

[現状と問題点]

生活環境の変化と食生活における影響などから、疾病も多種多様化の傾向にあります。

超高齢化社会に入り、健康の維持・増進は最重要課題であり、その対策はすべてに優先されるものでなければなりません。

このため、健康診査やがん検診等の充実強化により疾病の早期発見・早期治療を促すことはもちろん、医療費の伸びの抑制のため、生活習慣病を含めた疾病予防のためにも生活習慣の見直しや改善のための教育や指導を充実する必要があります。

表-11 特定健康診査の実施状況

(単位：人・%)

年次	対象者	受診者数	受診率
平成22年	997	555	55.7
平成23年	972	604	62.1
平成24年	939	584	62.2
平成25年	943	579	61.4
平成26年	914	553	60.5(速報値)

(資料：保健福祉課)

表-12 がん検診の実施状況

(単位：人・%)

年次	胃がん		肺がん		子宮がん		乳がん		大腸がん	
	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
平成22年	407	16.7	773	34.0	276	15.2	301	18.3	410	16.6
平成23年	404	17.0	763	33.7	298	16.4	330	20.0	452	18.0
平成24年	396	16.2	747	31.2	321	16.0	326	20.0	439	17.2
平成25年	388	16.2	713	30.7	315	16.3	333	21.1	478	19.3
平成26年	412	17.0	746	31.7	350	18.0	362	22.5	545	22.3

(資料：保健福祉課)

表-13 主要死因別死亡状況

(単位：人)

年次	第1位		第2位		第3位		第4位	
	死因	人数	死因	人数	死因	人数	死因	人数
平成21年	悪性新生物	31	心疾患	28	脳血管疾患	11	肺炎	10
平成22年	悪性新生物	23	心疾患	18	肺炎	15	脳血管疾患	9
平成23年	悪性新生物	28	肺炎	19	心疾患	17	脳血管疾患	15
平成24年	脳血管疾患	30	悪性新生物	21	肺炎	13	心疾患	11
平成25年	悪性新生物	29	心疾患	15	肺炎	14	脳血管疾患	12

(資料：保健福祉課)

【施策の方針】

1. 生活習慣病の予防のための健康づくり事業を県、国の関係機関と連携して実施します。
2. 町民自ら生活習慣を改善し、生活習慣病の発病を予防する取り組みを積極的に行います。

3. 疾病の重症化予防のため、受診勧奨の強化と適正な治療継続のための医療と保健指導の連携体制を整備します。
4. 疾病の早期発見・早期治療のため、各種検診事業の受診率の向上に努めます。

第3 医療

[現状と問題点]

本町における医療施設等は、内科・歯科が主体となっていますが、第2次医療圏（長岡保健所管内）及びその他の近隣市町村の医療機関等は総合的に恵まれています。さらに、長岡圏域の4市町と共同で「休日夜間急患診療所」及び「中越こども急患センター」を設置し、休日や夜間の初期救急医療の体制を整えています。

しかし、近年基幹病院において軽症患者の日常的な医療受診が集中していることから、基幹病院において高度専門医療や救急医療の十分な提供が困難になる恐れがあるため、基幹病院とその他の医療機関との役割分担、連携が必要となります。

このため、町民に対しては、休日や平日夜間の初期救急医療施設の周知及びかかりつけ医の重要性の周知並びにその推進に努めなければなりません。

表-14 医療施設等の状況

(平成27年4月1日現在)

一般診療所			歯科診療所	
施設数	病床数	医師数	施設数	医師数
4	0	2	1	1

(資料：保健福祉課)

【施策の方針】

1. かかりつけ医の推進に努めます。
2. 長岡地域定住自立圏において、十分な高度専門医療や救急医療を推進できるようその基盤や仕組みの整備に努めます。

第4 社会保険の充実

1 国民健康保険

[現状と問題点]

本町の国民健康保険の状況は、表-15のとおりです。国民健康保険は他制度保険と比べて、高齢者や健康上の理由により他制度保険を脱退した人を多く抱えてい

るため医療費が高くなっていることから、国保財政の健全維持は非常に厳しい様相を呈しています。

国民健康保険は、保険税がその財政を支える基盤であり、適正な賦課と確実な徴収に努めなければなりません。

一方、年々増加傾向にある医療費については、医療費抑制の観点から特定健康診査・特定保健指導を始めとする保健事業を充実強化し、生活習慣病予防の取り組みを推進し、医療費の減少に努めなければなりません。

表-15 国民健康保険の状況

(単位：世帯・人・円)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年 度 末 世 帯 数		776	753	751	740	707
被 保 険 者 平 均 数	総 数	1,342	1,314	1,285	1,257	1,212
	一 般 被 保 険 者 数	1,261	1,212	1,196	1,177	1,135
	退 職 被 保 険 者 等 数	81	102	89	80	77
一 被 保 険 者 当 た り	保 険 税 調 定 額	71,883	79,814	83,597	86,797	84,326
	保 険 税 収 納 額	70,401	77,667	81,652	85,275	83,196
	総 医 療 費	327,717	359,449	385,516	355,947	365,537

(資料：保健福祉課)

【施策の方針】

1. 国民健康保険事業の健全運営を維持するために、保険税の適正賦課と徴収に努めます。
2. 特定健康診査・特定保健指導を始めとする保健事業を充実強化し、生活習慣病予防のための対策を積極的に推進します。
3. 誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度を維持し、公平な給付と負担、さらに国保制度の安定に必要な改善を国・県に要望します。

2 介護保険

[現状と問題点]

全国的に急速な高齢化が進んでいる中で、本町においても2.5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本町の介護保険の状況は、表-16のとおりです。まず、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となってきており、第1号被保険者の数はほぼ横ばいであるものの、その内、前期高齢者（65～74歳）の数が増加し、逆に後期高齢者（75歳以上）の数は減少しています。また第2号被保険者（40～64歳）

の数については減少しております。一方、介護認定者数については後期高齢者数に比例して減少し、結果として介護サービス費も減少しております。

今後は「団塊の世代」の加齢が進み2025年頃に後期高齢者となるため、介護認定者数、介護サービス費の増加が見込まれます。このため、介護予防の充実による介護サービス費の抑制に努めなくてはなりません。また高齢者が重度な要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることが出来るよう、「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

表-16 介護保険の状況

(単位：人、円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
被 保 険 者	第1号被保険者数(65歳以上)	1,789	1,783	1,807	1,806	1,801
	前期高齢者(65~74歳)	639	633	660	679	712
	後期高齢者(75歳以上)	1,150	1,150	1,147	1,127	1,089
	第2号被保険者数(40~64歳)	1,666	1,666	1,630	1,560	1,516
認 定 者 数	第1号被保険者数(65歳以上)	407	411	425	418	371
	前期高齢者(65~74歳)	34	32	36	33	30
	後期高齢者(75歳以上)	373	379	389	385	341
	第2号被保険者数(40~64歳)	6	8	6	5	4
介 護 サ ー ビ ス 費		571,332	605,887	620,861	624,390	595,478

(資料：保健福祉課)

【施策の方針】

1. 高齢者を支える地域づくりに努めます。
2. 在宅生活継続のための介護予防・生活支援を充実させます。
3. 適切な介護サービスが提供できる体制を整えます。
4. 2025年を見据えた地域包括ケアシステムを構築します。

第2章 安全で快適な美しい環境のまちづくり

第1 土地利用

[現状と問題点]

本町の土地利用の推移は、表-17のとおりで、都市計画法に基づく地域指定は行われていません。

総面積の約69%を占める山林のうち、人工林率は約46%に達しており、山地は一般的に土質が悪く保全すべきものと診断されています。

農用地が全体に占める割合は少ないものの、水稻が本町の基幹産業であり、土地基盤整備事業等を推進し、優良農地として高度利用を図る必要があります。

宅地は、今後も定住人口増加のために宅地造成が必要なことから、農地・緑地等の保全と調和を図りながら開発を進めていく必要があります。

また、無秩序な土地開発からの保全と適正な土地把握のために、国土調査の実施と国土利用計画策定について検討していく必要があります。

表-17 土地利用状況

(1月1日現在 単位：ha)

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
田	477.2	477.6	477.4	478.3	477.6
畑	81.4	81.3	81.4	81.5	80.9
宅 地	133.8	134.2	134.6	134.6	135.0
山林・その他	3,745.6	3,744.9	3,744.6	3,743.6	3,744.5
合 計	4,438.0	4,438.0	4,438.0	4,438.0	4,438.0

(資料：新潟県統計課「統計データハンドブック」)

【施策の方針】

1. 農用地については、優良農地としての整備と保全に努めます。
2. 宅地は、農地・緑地等の保全と調和を図りながら開発を行います。
3. 自然環境の保全に努め、中山間地として目的にあった開発整備を進めます。
4. 特徴あるまちづくりのために、国土調査の計画的な実施と活用を図ります。
5. 土地利用の基本となる国土利用計画（出雲崎町計画）の策定を検討します。

第2 水 資 源

[現状と問題点]

本町の水資源は、農業用水として島崎川・相場川の水系を利用し、生活用水等は

すべて地下水に依存しています。飲料用水は現在の簡易水道で十分に賄っていますが、今後の企業動向や住宅団地の整備などによる水需要の変化に柔軟に対応できる施設整備が必要となります。

【施策の方針】

1. 表流水や地下水の水源確保と水質保全のため森林の保全に努めます。
2. 簡易水道の老朽化施設の更新に努めます。
3. 地下水は有限であり、大切な資源であることの意識の高揚を図ります。

第3 生活環境の整備

1 生活圏の整備

[現状と問題点]

本町の行政区画は100世帯を超える大集落から4世帯の小集落まで、その規模は様々です。

住宅団地の造成が進み、新しい住宅地が形成されるようになり、住民意識にも変化が見られるようになりました。また、高齢化の進行により集落としての共同作業の実施が困難になっている地区も見受けられます。

このため、新しい住宅団地を含めた集落の適正規模を検討し、自然条件・地理的条件等を加味して、集落の編成を検討し、これに見合う公共施設などを適正に配置し、町全体として調和のとれた効率的な施設整備を図っていく必要があります。

表-18 行政区別人口・世帯数

(平成28年1月1日現在 単位：人・世帯)

行政区	人口	世帯数	行政区	人口	世帯数
沢 田	131	49	上 中 条	82	30
藤 巻	87	28	駅 前	86	32
神 条	160	45	大 門	306	104
吉 川	19	7	川 西 1 区	111	38
滝 谷	91	21	川 西 2 区	141	43
柿 木	83	25	川 西 3 区	132	54
馬 草	17	5	川 東	147	52
乙 茂	80	28	てまり団地	199	56
大 寺	87	31	松 本	71	27
久 田	39	15	山 谷	72	22

行政区	人口	世帯	行政区	人口	世帯
大釜谷	40	14	諏訪本町	72	34
小釜谷	31	12	伊勢町	37	20
深町	108	34	稲荷町	84	33
別ヶ谷	34	14	岩船町	80	33
桂沢	17	6	住吉町	85	35
吉水	44	12	石井町1区	38	15
立石	45	14	石井町2区	62	24
中山	24	10	石井町2丁目	39	20
米田	76	29	羽黒町1区	61	27
上小竹	43	13	羽黒町2区	36	13
下小竹	54	19	羽黒町3区	40	19
上野山	26	7	羽黒町4区	49	17
船橋	128	39	羽黒町5区	65	22
稲川	217	69	鳴滝町1区	35	14
田中	35	13	鳴滝町2区	33	13
市野坪	66	22	木折町1区	32	15
豊橋	13	4	木折町2区	44	19
常楽寺	79	26	井鼻1区	46	14
小木	105	43	井鼻2区	25	14
相田	36	12	井鼻3区	33	15
勝見	31	13	井鼻4区	30	13
尼瀬1区	36	24	やすらぎの里	99	99
尼瀬2区	52	29	出雲崎グレートヒルズ	18	18
尼瀬3区	53	24			

(資料：町民課)

【施策の方針】

1. 交通通信体系、道路網等の整備により、集落間の時間・距離を短縮し、各集落間の有機的な結びつきを強化して、集落の再編成を促すものとします。

2 交通・通信

(1) 道路

[現状と問題点]

本町の道路網は、内陸部分ではJR越後線と並行して国道116号が、海岸部では国道352号・402号がいずれも町内を縦断して柏崎市と新潟市を結んでいます。

また、海岸部から内陸部に向かって国道352号が長岡市に通じ、さらに関東圏に至る動脈的道路となっています。

国道116号は、国道8号の補完的な性格を持つ道路であり、また災害時においては広域避難の重要な幹線道路となることから、今後の4車線化が望まれています。

国道352号は、出雲崎夕日ライン橋や中永トンネルの開通で柏崎圏、長岡圏へのつながりも非常に強くなっています。しかし、石井町から米田間は急勾配で狭隘な未改良区間で、バス等の大型車両の通行に支障があるため、早急な拡幅が急務となっていました。平成26年度に待望の事業着手となり、今後は一日も早い工事着手が待たれます。

さらに、小釜谷に向かっても県道寺泊西山線、JR越後線、二級河川島崎川、国道116号の横断等々、幅員が狭く通行を阻害する要因が連続するため、抜本的な見直しを図っていく必要があります。

国道402号は、柏崎市と新潟市を結ぶ海岸無雪縦貫道路として本町地内は2車線化されていますが、海水浴場前での歩道の未整備部分があり歩道整備が待たれています。

町道の整備は、主要幹線の2次改良や観光、産業振興に寄与する道路整備を積極的に進めています。

また、住民生活の支障となっている狭隘道路の解消に努めていきます。

表-19 道路の整備状況

(平成27年4月1日現在 単位：km・%)

区分	実延長	改良済延長	舗装済延長	改良率	舗装率
国 道	23.7	23.7	23.7	100	100
県 道	15.0	15.0	15.0	100	100
計	38.7	38.7	38.7	100	100
1 級 町 道	27.0	26.1	26.5	96.7	98.2
2 級 町 道	17.6	17.1	17.6	97.3	99.8
その他の町道	76.0	56.1	63.0	73.9	82.9
計	120.6	99.4	107.1	82.4	88.8

(資料：国土交通省、与板維持管理事務所、建設課)

【施策の方針】

1. 町道整備計画に基づき、幹線道路から重点的に整備を進めます。
2. 観光や産業振興に資する道路整備を進めます。
3. 生活に密着した集落内の末端道路も順次整備を進めます。

4. 国道352号の石井町から米田間の事業促進を、国・県に強く働きかけます。
5. 国道116号の4車線化を促進します。
6. 国道402号の歩道整備を県に要望します。

(2) 鉄道・バス

[現状と問題点]

J R越後線は、電化によりスピードアップが図られましたが、新潟市への直通電車は一日二往復しかなく、ほとんどの電車は途中駅で乗り換えなければなりません。利用客の利便性を図るためにも沿線の市町村とともにJ R東日本新潟支社への働きかけが必要となります。

バス交通は、自家用自動車の普及や過疎化の進行などにより利用客が減少し、営業運行が困難になってきています。しかし、公共交通機関として、町民やとりわけ高齢者の通院、中・高校生の通学など地域住民の足として、また、公共施設や観光施設等を結ぶ交通手段として大きな役割を求められています。

表-20 J R出雲崎駅1日の平均乗車人員

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出雲崎駅	244	233	215	216	202

(資料：J R東日本旅客鉄道株式会社)

(注：小木ノ城駅は無人のため把握不能)

表-21 バス利用者数

(単位：人)

区 分	平成23年 (H22.10 ～ H23.9)	平成24年 (H23.10 ～ H24.9)	平成25年 (H24.10 ～ H25.9)	平成26年 (H25.10 ～ H26.9)	平成27年 (H26.10 ～ H27.9)
利用者数	115,606	113,569	120,497	123,148	134,937

(資料：越後交通株式会社、北越後観光バス株式会社)

※各年とも、出雲崎車庫～長岡駅前線、出雲崎車庫～柏崎駅前線、出雲崎車庫～出雲崎駅線、出雲崎車庫～大寺線の合計利用者数

民間事業者による不採算路線の運行維持は難しくなっていますが、生活実態に応じた効率的で効果的な運行方法を考え、関係各機関とともに生活交通の確保に努めなければなりません。

【施策の方針】

1. 新潟市への直通電車運行の増加や運行間隔3時間以上の時間帯解消のため、JR東日本新潟支社に対し関係市町村と協力して要望していきます。
2. 住民の日常生活に欠かせない公共交通機関としてのバス路線運行について、関係機関と協力しながら路線の維持に努めるとともに、多種類の交通手段の検討を行います。

(3) 情報・通信

[現状と問題点]

情報・通信産業の発達により、私たちが入手できる情報量は飛躍的に拡大してきました。国では新たな情報通信技術戦略により「国民本位の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」を柱として国民の暮らしの質を飛躍的に向上させるための取り組みを進めています。

新潟県でもブロードバンドの環境整備や利用促進に関して様々な支援を行い、超高速インターネット利用環境の整備を行い普及率を上げています。

本町は民間事業者が整備した光ファイバー網の利用により、平成22年8月から超高速インターネットが利用できるようになり、地域間による情報網の格差はなくなりました。

しかし、携帯電話の不感による改善要望地区が存在することから、通信事業者へ不感地帯解消を積極的に申し入れるなど、地域間の情報格差が生じないように均衡ある発展を図りながら、高齢者が情報弱者とならないように配慮していかなければなりません。

表-22 パソコン・携帯電話普及率

(平成26年3月31日現在 単位：%)

年次	区分	全国平均	新潟県
平成26年	パソコン	75.9	72.3
	携帯電話 (PHS 含む)	92.7	90.8

(資料：新潟県統計協会「新潟県の100の指標」)

表-23 ブロードバンド世帯普及率

(平成26年3月31日現在 単位：%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全国平均	61.9	64.9	68.7	109.7	160.4
新潟県	55.3	58.0	61.7	102.6	146.5

(資料：新潟県統計協会「新潟県の100の指標」)

【施策の方針】

1. 新潟県による携帯電話の不感による改善要望調査に協力し、県とともに通信事業者に改善を要望します。

3 公園・緑地

〔現状と問題点〕

本町には、良寛と夕日の丘公園・石油記念公園・芭蕉園・赤坂山公園などがあります。また、天領の里に整備された日本海夕日公園や海岸環境整備事業によりいずもぎき海遊広場が整備され、観光客及び町民の憩いの場として活用されていますが、常に良好な状態で管理する必要があります。

【施策の方針】

1. 適正な維持管理を行い、利用者のニーズへの対応を含めた公園整備に努めます。

4 住宅・宅地

〔現状と問題点〕

町勢の発展や町が元気であるためには、何よりも一定規模の人口維持が必要となります。人口維持のためには、今後も良質な住宅用地の提供を進めなければなりません。

本町では、川東団地、出雲崎てまり団地など7次にわたって住宅用地の分譲を実施し、いずれも完売状況にあります。

人口減、Uターン、若者世代の定着などの施策として、引き続き良質な住宅用地の造成分譲を進める必要があります。

また、地方における経済活動は今だ低迷しており、住宅に困窮する世帯や住宅建設をためらう世帯も多く、賃貸住宅の需要は高いものと考えられます。

町営住宅は65世帯分があり常に満室状態ですが、初期の住宅は老朽化が進み大規模な改修または建て替えの検討も必要になっています。

賃貸住宅に対する様々なニーズを的確に捉え、多様な町営住宅の確保、運営が求められています。

【施策の方針】

1. 安全で立地環境を考慮した住宅用地の供給に努めます。
2. 住宅に困窮する世帯や多様な住宅ニーズに応えるため既存住宅の活用も視野に町営住宅の確保に努めます。
3. 定住のための住宅の新築、購入、リフォームに対して支援します。

5 上水道

[現状と問題点]

本町の水道は、昭和38年に駅前地区の簡易水道として給水を開始し、昭和54年の拡張工事によって、全町給水が行われるようになりました。

更に、効率的な運営を図るため平成26年4月には二つの簡易水道を統合しています。(表-24)。

水道の普及率は、平成26年度末99.3%で、給水状況は表-25のとおりとなっています。

平成34年度を目標年次とする簡易水道整備計画は表-26のとおりで、今後も安定した飲料水の供給を目指しています。

給水施設は創設から50年が経過し、老朽化も進んでいます。施設の更新や機能強化を図り、常に安全でおいしい水の提供に努めます。

また、水源をすべて地下水に依存していることから、他の水源確保も引き続き検討する必要があります。

表-24 簡易水道の状況

(平成27年4月1日現在 単位：人・世帯・㎡)

簡易水道名	当初布設年	計画給水人口	給水区域	人口	給水世帯	水源	配水池(池数)
出雲崎町簡易水道	昭和38年	4,760	全町	4,705	1,734	深井戸 16	1,406 (8)

(資料：建設課)

表-25 簡易水道の給水状況

(4月1日現在 単位：件・人・㎡)

年度	区分	加入件数(家事用)	給水人口	年間使用量(全体)
平成23年度		1,779	5,087	517,290
平成24年度		1,773	5,008	508,573
平成25年度		1,757	4,915	495,194
平成26年度		1,744	4,799	488,361
平成27年度		1,734	4,674	472,999

(資料：建設課)

表-26 簡易水道整備計画

区 分	平成27年4月現在	平成34年度計画目標
住民基本台帳人口 A (人)	4,705	4,760
給 水 人 口 B (人)	4,674	4,760
1 日 最 大 給 水 量 (m ³)	2,247	2,780
1 人 1 日 最 大 給 水 量 (ℓ)	481	581
1 人 1 日 平 均 給 水 量 (ℓ)	277	483
普 及 率 B / A (%)	99.3	99.5

(資料：建設課)

【施策の方針】

1. 老朽施設の更新にあたっては、機能強化も含め適正な整備を進めます。
2. 地下水以外の水資源を確保するため、広域水道計画への参加を検討します。

6 下水道

[現状と問題点]

本町の汚水処理は、平成3年度に農林水産省所管の農業集落排水事業でスタートして以降、地域の特性に合わせて国土交通省所管の特定環境保全公共下水道事業、厚生労働省所管の合併処理浄化槽整備事業（特定地域生活排水処理事業）の3事業を組み合わせ、平成14年度末までに整備を終了しました。

施設整備が短期間に行われたことにより、集中して機器の更新期を迎えています。各施設の長寿命化計画等による適正な維持管理に努め、必要経費の縮減や投資年度の分散により、使用者の負担増を極力軽減していきます。

また、近年多発している豪雨による住宅等への浸水被害を防ぐため、住宅地域や低地の排水路整備をさらに進める必要があります。

表-27 下水道等の普及状況

(4月1日現在 単位：人・%・m³/日)

年 度	総人口 (A)	処理区人口 (B)	普及率 (B/A)	処 理 量	備 考
平成27年度	4,705	4,684	99.6	1,276	公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽含む

(資料：建設課)

【施策の方針】

1. 施設の長寿命化計画により、適正な維持管理と計画的な更新を行うとともに、個々の機器に対して重点整備や修繕を前倒しで行うことにより、耐用年数を超え

る機器の延命化を図ります。

2. 豪雨時の浸水区域を的確に把握し、効率的な排水路整備を進めます。
3. 汚水処理施設の未接続者に対しては、引き続きつなぎ込みを働きかけます。

7 環境衛生

[現状と問題点]

廃棄物の処理については、現在、長岡市との事務委託により適正に処理が行われています。

一般家庭から出るごみは、民間業者に委託して、可燃ごみは週1回、不燃ごみは月2回、粗大ごみは月1回、資源物は、生ごみは週2回、缶類、びん、古紙類、プラスチック類、危険物はそれぞれ月2回、枝葉・草は月1回（4月から11月）収集運搬しています。

また、ごみの収集量は、平成20年度からの有料化及び平成25年7月からの生ごみ分別収集により可燃・不燃・粗大ごみについては減少し、資源物は増加傾向にあります。

温室効果ガスの排出量増加による地球温暖化の影響は、異常気象や生態系破壊など広い範囲に及ぶものと懸念され、省エネルギーや廃棄物の適切な処理などを通じた循環型のまちづくりによって、さらに環境負荷を軽減していくことが必要です。

表-28 一般廃棄物の収集量に占める資源化の状況

(単位：t、%)

年 度	可燃・不燃・粗大	資源物（含小中学校の集団収集） （生ごみ、缶類、びん、古紙類、 プラスチック類、枝葉・草）	リサイクル率
平成22年度	809.1	279.7	25.7
平成23年度	822.0	275.7	25.1
平成24年度	826.3	288.7	25.9
平成25年度	568.3	418.3	42.4
平成26年度	501.3	442.1	46.9

※枝葉・草は平成23年6月から、生ごみは平成25年7月から収集を開始。

(資料：町民課)

【施策の方針】

1. 廃棄物の減量化と資源の有効利用を目的としたリサイクルのため、積極的に分別収集に取り組みます。
2. 廃棄物処理施設の延命化と廃棄物の減量や処理経費抑制のため、長岡市と連携を図り、再資源化を推進します。

3. 一般家庭から出る生ごみの減量と有効利用を促進するため、補助制度の充実を図ります。
4. 町地球温暖化防止実行計画に基づき、町が率先して取り組むことにより、町内事業者や町民の取り組みを促します。
5. 不法投棄の防止とリサイクル活動の啓蒙を図ります。

第4 安全な生活環境

1 交通安全

[現状と問題点]

道路交通網の整備が進む本町においては、交通事故の発生件数は減少傾向にあり、平成20年から交通死亡事故は発生していません。

本町では、交通安全対策協議会を設置し、交通安全協会・女性ドライバーの会・学校等関係団体と連携を図りながら、交通事故の発生実態を踏まえ、交通安全対策を推進しています。

交通事故の多くは、スピードの出し過ぎや安全確認不足など、運転者や歩行者のルール違反とマナーの低下によるものです。交通事故のない安全なまちにするためには、町民の交通モラルや安全意識を高める必要があります。

また、特に高齢化の進展に伴い、高齢者を取り巻く道路交通環境の整備を進めるとともに、高齢者に対する交通安全教育の徹底に努めなければなりません。

表-29 自動車・原付自転車所有台数

(3月31日現在 単位：台)

区 分		平成25年度	平成26年度
貨 物 用	普 通 車	58	59
	小 型 車	113	108
	被けん引車	0	0
乗 合 用	普 通 車	2	2
	小 型 車	8	8
乗 用	普 通 車	531	544
	小 型 車	1,094	1,059
特 殊 用 途	特 殊 車	58	57
	大型特殊車	32	32
小 型 二 輪 車		42	44
軽 自 動 車		1,744	1,816
自 動 車 小 計 (A)		3,682	3,729

原動機付自転車	第1種	326	326
	第2種	24	24
小型特殊車		268	274
原付等小計(B)		618	624
合計(A+B)		4,300	4,353

(資料：交通年鑑)

表-30 運転免許証所有者数

(12月31日現在 単位：人)

区 分		平成25年度	平成26年度	
第1種免許	大 型	305	297	
	中 型	8 t	2,368	2,329
		その他	15	19
	普 通	283	303	
	大 特	0	0	
	二 輪	15	11	
	小 特	42	31	
	原 付	71	70	
	小 計	3,099	3,060	
第2種免許	大 型	45	45	
	中 型	8 t	30	30
		その他	0	0
	普 通	6	7	
	大 特	0	0	
小 計	81	82		
合 計		3,180	3,142	

(資料：交通年鑑)

※道路交通法の改正により、平成19年6月1日までに普通免許証を取得した人が「中型8t」、平成19年6月2日以降に普通免許証を取得した人が「普通」となっています。

表-31 交通事故発生状況

(単位：件・人)

区 分	発 生 件 数		死 者 数		傷 者 数		
	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	
出雲崎町	8	5	0	0	11	5	
長岡市	三島地域	11	5	1	0	11	5
	与板地域	14	10	0	0	19	15
	和島地域	6	8	0	0	7	8
	寺泊地域	21	23	1	2	24	27
合 計	87	51	2	2	72	60	

(資料：与板警察署)

表-32 交通災害共済の状況

(単位：人・％・件)

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
加 入 者 数	4,019	3,936	3,738	3,617	3,468
加 入 率	77.66	77.18	74.31	73.10	71.77
県平均加入率	61.44	54.41	53.08	52.17	50.64
見舞金給付件数	1	3	8	8	3

(資料：総務課)

【施策の方針】

1. 保育園・学校・老人クラブなどを通じて、子どもから高齢者に至るまで、年齢に合わせたきめ細かな交通安全教育の徹底を図ります。
2. 交通安全協会等の交通関係団体の組織の充実を図り、警察と連携しながら、広報啓発活動を実施し、家庭・地域・職場内における交通安全意識の高揚に努めます。
3. 町民の要望や交通事故の分析に基づき、カーブミラー・標識などの交通安全施設の設置や歩道のバリアフリー化により、交通事故の起こりにくい道路環境づくりを推進します。

2 消防・防災

[現状と問題点]

本町の火災の発生は、特に春先における林野火災が多発しています。

また、平成16年7月の7.13水害及び10月に発生した新潟県中越大震災、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震と、近年で3度の大災害により大きな被害を受けました。

そして、平成23年に発生した東日本大震災は、これまでの防災対策を見直す契機となる未曾有の大災害でした。

このような火災・緊急災害の発生時に非常に有効な情報伝達手段として平成8年度から活用している防災行政無線施設は、平成25年度にデジタル化の工事が完了しています。

常備消防は、平成17年5月から新潟県柏崎市消防本部に消防・救急業務を委託し、本町には分遣所が設置されており、平成27年度には新庁舎が完成し、施設の充実が図られています。

消防団については、平成10年度に4分団12部制に再編成され、さらに町職員消防部隊を組織して平日日中における対応力の向上を図り、火災はもとより、緊急災害に対応していますが、近年の社会情勢と就業形態等の変化、若者の減少などによ

り、団員が著しく減少していることから、消防団無線等、消防団の装備・施設の充実、平成27年度に全部において更新が完了した消防ポンプ積載車の機能維持、消防水利の整備・充実など、機動力及び災害対応力の向上を図るとともに、消防団に対する町民のイメージや団員に対する待遇の改善を図っていく必要があります。

また、近年多様化する災害において、犠牲者をゼロにするためには、防災関係者のみならず、町民一人ひとりの防災意識の高揚と防災知識の啓発を図っていく必要があります。

本町は、原子力発電所施設から10km～20kmに位置し、原子力災害対策重点区域となるため、施設の安全性について監視していくとともに、災害対策を講じていく必要があります。

表-33 消防力の現状

(平成27年4月1日現在 単位：人・台・基)

常備消防 (出雲崎分遣所)	消防吏員	12
	消防ポンプ自動車	1
	小型動力ポンプ	1
	救急車	1
消防団	団員	165
	消防ポンプ自動車	0
	小型動力ポンプ付積載車	14
消防水利	消火栓	246
	防火水槽(40㎡以上)	81

(資料：柏崎市消防本部・総務課)

表-34 火災の発生状況

(単位：件・人・千円)

年次	件数	死傷者	死者数	損害額
平成22年	1	0	0	233
平成23年	5	0	0	10,333
平成24年	14	0	0	1,955
平成25年	2	0	0	0
平成26年	3	0	2	18,502

(資料：柏崎市消防本部)

表-35 救急車の出場状況

(単位：件・人)

年次	事故種別	合計	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他			
													転院	医師搬送	資機材等輸送	その他
平成24年	出場件数	251	5	5	0	11	3	0	39	0	5	173	12	0	0	1
	搬送人員数	228	0	0	0	13	3	0	37	0	2	160	12	0	0	0
平成25年	出場件数	256	1	1	1	13	4	0	37	0	5	184	9	0	0	2
	搬送人員数	241	0	0	1	16	4	0	34	0	3	174	9	0	0	0
平成26年	出場件数	267	3	3	0	10	3	1	50	0	3	183	9	0	0	2
	搬送人員数	246	2	2	0	9	3	1	49	0	1	169	9	0	0	0

(資料：柏崎市消防本部)

表-36 自主防災組織の設立・支援状況

(単位：％・件・千円)

年次	組織率	支援状況			
		活動報償		資機材購入補助	
		件数	金額	件数	金額
平成22年度	56.3	—	—	—	—
平成23年度	78.4	17	140	1	50
平成24年度	91.3	20	210	2	100
平成25年度	91.5	12	115	4	184
平成26年度	99.2	20	195	0	0

(資料：総務課)

【施策の方針】

1. 安定的な通信手段を確保するため、移動系デジタル簡易無線の整備を図ります。
2. 火災予防の徹底を期すため、広報活動の充実を図ります。
3. 消防団の装備・機動力の強化とイメージ・待遇の改善を図ります。
4. 消防水利の整備を図ります。
5. 広域消防体制の充実強化を促進します。
6. 防災リーダーの育成及び自主防災組織の活動を支援し、町民の防災意識の高揚と防災知識の啓発を図ります。
7. 原子力災害の特殊性から、事業者・国・県に対して安全管理に最大限の努力を要請するとともに、災害対策を講じていきます。

3 防 犯

[現状と問題点]

近年の犯罪の発生傾向が、複雑・多様化する中、特に少年犯罪の凶悪・粗暴化や低年齢化、また、虚偽による振り込め詐欺や架空請求などの被害の増加は、大きな社会問題となっています。

このようなことから、犯罪を未然に防ぎ、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりの推進が求められており、家庭・地域・学校・警察等関係機関が連携を強め、地域ぐるみの防犯活動を展開する必要があります。

【施策の方針】

1. 「出雲崎町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、家庭・地域・学校・警察等関係機関の相互協力により、地域ぐるみの指導體制の強化を図ります。
2. 広報啓発活動を推進し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
3. 犯罪防止に配慮した地域社会をつくるために、道路や公共施設などの地域環境の点検を行い、防犯灯の設置など健全な環境づくりを推進します。

4 公 害

[現状と問題点]

本町における公害については、監視体制等により引き続き未然防止を図っていかねばなりません。

また、悪臭・水質汚染・大気汚染等に対しても、監視体制の充実を図る必要があります。

【施策の方針】

1. 快適な生活環境を確保するために公害発生源の規制監視を進め、悪臭や水質汚濁等の解消に努めます。

5 雪 対 策

[現状と問題点]

本町の降雪量は県内では比較的少ないものの、数年程の間には強力な寒波に見舞われており、雪対策には万全を期す必要があります。

このため、歩行者空間を含めた道路の機動的な交通確保に努める必要があります。

【施策の方針】

1. 機動的な除雪体制を確保するため、老朽化機械の更新と増強に努めます。

2. 国県との調整を図り、道路網としての交通確保に努めます。
3. 歩行者の安全な通行の確保に努めます。
4. 海岸から山沿いまで降雪状況が異なるため、状況に対応した部分的な除雪にも配慮します。

6 治山・治水

[現状と問題点]

本町の地質は相対的に軟弱な土質が多く、これまでに各地で地すべりや土砂崩壊が発生しているため、地すべり防止区域13か所、急傾斜地崩壊危険区域8か所が指定されています。

また、住宅の多くは背後に山を抱え、特に海岸地域のほとんどが急傾斜地や地すべり地域となっているため、豪雨などによる土砂災害の発生も懸念されています。

地すべり防止区域では、巡視員による点検を継続するとともに、危険箇所では早急な対策工事が行われるよう関係機関に働きかけなければなりません。

更に、近年は気候変動による異常豪雨が多発し全国各地で土砂災害が発生していることから、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく基礎調査が急ピッチで進められ本県では平成28年度末までに調査を終了させるものとしています。これらの調査結果を速やかに住民に伝えることで土砂災害に対する警戒、避難行動等の啓発に努め、被害を未然に防ぐ必要があります。

【施策の方針】

1. 県による土砂災害警戒区域等の調査を促進し、当該地域住民に対する警戒、避難等の指導、啓発に努めます。
2. 地すべり防止区域等を巡視員によって巡視し、危険箇所の早期発見に努めます。
3. 指定区域における対策工事の促進を国・県へ要望します。
4. 河川改修を促進し、管理体制の強化を図ります。

第3章 活気・活力に満ちた産業のまちづくり

第1 農林水産業

1 農業

[現状と問題点]

本町の農業は、中山間地の狭小な耕地での水稲が主体となっています。農業形態は自営農業以外を主とする第2種兼業農家が約55.5%（平成22年）を占めています。専業別農家数と経営規模別農家数等の推移は、表-37、38のとおりで、地域営農施設、機械施設等の共同利用による集団化や組織化を促し、経営体を育成することが必要です。

表-37 総農家数と専業別農家数

(単位：戸)

年次	総世帯数	総農家数				
		専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	自給的農家	
昭和60年	1,969	660	43	66	551	—
平成2年	1,866	598	34	38	409	117
平成7年	1,844	524	30	38	352	104
平成12年	1,814	465	34	25	300	106
平成17年	1,715	395	45	32	219	99
平成22年	1,665	344	30	21	191	102

(資料：国勢調査、世界農林業センサス〈H2・H12・H22〉・農林業センサス〈S60・H7・H17〉)

表-38 経営耕地面積規模別農家数等の推移

(単位：戸)

年次	総農家数	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～2.5ha	2.5～3.0ha	3.0～以上	例外規定
昭和60年	660	231	239	105	51	21	7	5	1
平成2年	598	217	207	100	42	13	9	10	0
平成7年	524	189	175	85	40	15	5	12	3
平成12年	465	172	142	82	25	19	11	14	0
年次	総農家数	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～以上	例外規定
平成17年	395	99	56	107	67	27	16	23	0
年次	経営体数	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～以上	
平成22年	246	4	37	81	51	32	14	27	

(資料：世界農林業センサス〈H2・H12・H22〉・農林業センサス〈S60・H7・H17〉)

近年の農業や農村を取り巻く環境は、国際的諸問題措置等の受け入れにより、極めて厳しい情勢を迎えています。また、米の生産調整や消費の減少・価格の低迷に加え、平成16年度に一部改正された食糧法の施行、さらには、平成22年度から農業政策の大転換となる戸別所得補償モデル対策が実施されました。

食料自給率の向上を図るために、農業と地域を再生させる目的で平成23年度からは戸別所得補償制度が実施され、平成25年度より経営所得安定対策へと名称を変え新たに実施されています。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）で、米の輸入を増やすことが決定され、国や本町への影響について注視していく必要があります。

このため、出雲崎町農業再生協議会を中心として、農業者からの相談活動や経営改善計画等の指導を強化するとともに、ほ場整備を積極的に進め農地の流動化による担い手の育成（認定農業者認定）と経営規模拡大を図っていかねばなりません。

また、ライスセンター施設・育苗センター及び堆肥センターの整備・充実を行ってきましたが、地域営農・機械・施設の共同使用による集団の育成、有機栽培方式の導入など、農業経営の体質改善を図るよう関係機関と一体となって推進していく必要があります。

これから、農山漁村の維持のために、農林水産業と第2次産業・3次産業とを融合連携させ、農林水産物とその他の資源を、食品産業を始めとする様々な産業と連携し利活用して、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要です。

畜産については、乳牛が主体で、表-39のとおり飼養戸数・飼養頭数ともにほぼ横ばいとなっておりますが、生産基盤の安定、強化に向けて生産者及び関係団体が連携、協力し地域全体での収益性向上へ取り組む必要があります。

今後は、国が進める転作地などにおける飼料用米の生産を推進し、粗飼料の自給率向上に努めるとともに、酪農家の育成強化を図る必要があります。

果樹・そ菜類は耕地面積・出荷量ともに横ばい状態ですが、転作地の有効利用などによる育成強化に努める必要があります。

表-39 乳牛の飼養戸数等

(出雲崎町分 単位：戸・頭・t)

年次	飼養戸数	飼養頭数	出荷乳量
平成22年	2	101	491
平成23年	2	92	467
平成24年	2	82	473
平成25年	2	91	456
平成26年	2	99	525

(資料：出雲崎酪農組合)

【施策の方針】

1. ほ場整備による生産基盤整備及び農業用堰改修や用排水路整備を促進し、優良農地への転換と地域営農システムの確立を図ります。
2. 生産コストの低減を図り、土づくりによる環境保全型農業を促進するために、育苗施設・ライスセンター・堆肥センターの有効利用を進めるとともに、「安全・安心」による高付加価値化の推進を図ります。
3. 担い手農家や組織の育成に努め、農地の集積による経営規模の拡大化に努めます。
4. 魅力ある農村集落を形成するために、中山間地域総合整備事業等により農業生産基盤と農村生活環境基盤の一体的な整備を積極的に促進します。
5. 農業・農村の有する多面的機能の発揮のために行われる地域住民による農地等の保全・管理活動を促進するため、多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）を推進します。
6. 水田活用による転作地有効利用の促進を図ります。
7. 新たに農業者として就農し、認定新規農業者を目指す方に対して支援を行います。

2 林業

[現状と問題点]

本町の総面積の約69.1%は山林で占められていますが、5ha未満の所有者が80%以上を占めており、経営内容は極めて零細な状況です。

林業振興の要因である林道は、9路線整備され、改良総延長は22,173mとなっています。

表-40 保有山林規模別林家数

(単位：戸)

年次	総数	0.1～1ha	1～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上
昭和55年	747	382	293	55	14	1	1	1
平成2年	730	383	279	52	11	4	—	1
年次	総数	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上
平成12年	289	186	50	40	11	1	0	1
平成17年	265	180	44	31	9	1	0	0
平成22年	282	192	44	36	9	1	0	0

(資料：世界農林業センサス<S55・H2・H12・H22>、農林業センサス<H17>)

※平成12年から林家の定義が1ha以上となった

表-41 林野面積の内訳

(単位：ha)

年次	林野面積	林野面積の内訳				
		人工林	天然林	竹林	無立木地	その他林
平成2年	2,973	1,453	1,024	35	461	—
平成12年	3,063	1,396	1,137	35	495	—
平成17年	3,064	1,398	1,137	35	494	—
平成22年	3,068	1,402	1,136	35	478	17

(資料：林野面積は、世界農林業センサス<H2・H12・H22>、農林業センサス<H17>
人工林・天然林等は、新潟県統計年鑑)

表-42 林道等の現状

(平成26年度末 単位：m)

路線名	計画延長	改良済延長	幅員	供用開始
柿木線	1,675	1,675	3.0	昭和28年
吉川滝谷線	2,327	2,327	4.0	昭和53年
三島林道1号線	1,894	1,894	4.0	昭和54年
柿木滝谷線	2,446	2,446	4.0	昭和55年
常楽寺線	2,826	2,826	4.0	昭和58年
大津登ノ入線	1,045	1,045	4.0	昭和61年
船橋田中線	4,877	4,877	4.0	平成4年
神条線	2,475	2,475	4.0	平成元年
小竹稲川線	2,608	2,608	4.0	平成5年

(資料：産業観光課)

また、人工林率は約45.9%、1,402haで、他は天然林・竹林・無立木地・その他林(国有林)となっています。今後は、近年見直されつつある木材需要に対応するため、造林を促進し、森林資源の有効活用を図るとともに、既存森林の適正管理により、森林の持つ多面的機能の増進を図りながら、優良材の産出と生産機能の基盤となる林業の一層の整備が必要です。

【施策の方針】

1. 森林経営計画の作成支援を行い、間伐などの施業等を計画し、資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給する体制づくりを推進します。
2. 森林資源の積極的な活用を推進するため、林道等の改良、整備に努めます。
3. 森林資源を利用した特産品づくりを推進します。

4. 森林の持つ土砂流出防止、水源かん養等の多面的機能や公益的機能の重要性を啓発するため、間伐体験等を実施し森林に対する理解を深めます。

3 水産業

[現状と問題点]

国の漁業協同組合合併促進法に基づき、平成20年1月に柏崎から山北漁協までの10漁協が合併して新潟漁業協同組合が設立されました。

本町の水産業は、県内の中核漁業基地である出雲崎漁港において、佐渡海峡（旧越佐海峡）を主漁場として沿岸漁業が営まれています。

冬期間における日本海特有の厳しい気象条件のなかで、資源確保の観点から、管理型漁業への自主規制を含め、年間120日程度の操業を行っている一方で、栽培漁業を進めるため、魚介類などの種苗の放流事業を実施しています。

また、活け締め等による鮮度の向上により、出荷品を差別化し、魚価の向上を図る取組を推進します。

漁業就労者は若年層が極めて少なく、平均年齢60歳以上と高齢化しており、後継者問題も深刻な問題となっています。

今後は、技術面の研究を進め、地産地消を進めるとともに、販売路の拡充を図り、生産活動の拠点である漁港の整備・充実により、漁船が安心して航行等できる施設整備を促進していく必要があります。

表-43 漁業就業者数

(単位：人)

年次	総数	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
平成22年	52	0	0	2	5	3	42
平成23年	50	0	2	2	5	5	36
平成24年	48	1	1	3	4	4	35
平成25年	49	1	1	3	3	7	34
平成26年	49	0	2	2	4	5	36

(資料：新潟漁業協同組合出雲崎支所)

表-44 漁獲量・漁獲高

(属地 単位：t・万円)

年次	経営体数	総漁獲量			漁獲高	
		魚類	貝類	その他		
平成22年	42	346	259	49	38	19,007
平成23年	39	377	283	48	46	22,427
平成24年	38	365	271	34	60	21,415
平成25年	35	349	262	30	57	21,593
平成26年	35	316	235	32	49	20,139

(資料：新潟漁業協同組合出雲崎支所) ※平成10年次からは石地を含む

【施策の方針】

1. 漁業資源確保のため、魚介類などの種苗の放流事業を促進し、資源管理型漁業を目指します。
2. 安全な操業を可能とするため、水産基盤整備事業による防波堤新設・改良・浚渫・岸壁補修などを行い、良好な漁港を維持します。
3. 水産資源の管理と漁業経営の安定化を図り、水産物の安定供給を確保するため、国の施策である資源管理・漁業経営安定対策の導入に向けた取り組みを行います。
4. 水産資源の管理の前提となる漁業経営の安定化と漁村の活性化を確保するとともに、獲って売るだけの漁業から漁村において加工、流通までを取り組んだ「漁村の6次産業化」を推進します。

第2 商 業

[現状と問題点]

近年の消費者ニーズの多様化、近郊外大型店舗の出店、コンビニエンスストアやリサイクルショップ等の小売業の業態変化と系列化、さらに商圈の広域化により商業環境は急速に変化し続けています。

本町の商業は家族従事者による小規模経営が多く、消費者ニーズへの十分な対応が困難であり、近郊都市の大型店舗等の出店により消費者の生活圏が拡大し、表-45のとおり商店数は年々減少し商業活動は停滞気味となっています。

このため、地域の特性や生活環境の実態を踏まえ、地域に密着し、かつ利便性の高い商業経営を目指す必要があります。年々多様化する消費者ニーズを的確に把握しながら、コミュニティ機能を持った魅力ある商店街を形成し、「にぎわいの場」を創出していかなければなりません。

表-45 商店数・従業者数・年間販売額

(単位：軒・人・百万円)

年次	商店数	従業者数	年間販売額
平成9年	128	367	5,136
平成11年	126	401	4,721
平成14年	112	327	3,962
平成16年	102	299	4,031
平成19年	91	281	3,077
平成24年	74	232	2,456

(資料：商業統計調査、経済センサス)

表-46 平成24年商業分類別の商店数・従業者数・年間販売額

(単位：人・百万円)

項目	商店数	従業者数	年間販売額
総計	74	232	2,456
卸売業計	10	27	271
小売業計	64	205	2,185

(資料：経済センサス)

【施策の方針】

1. 商店街等に関する意識・実態調査などにより、消費者ニーズを的確に把握し、サービスの向上に寄与する商店街形成の促進を図ります。
2. 魅力ある商店街を形成するため、地域特性を生かした景観整備や利用者の利便性を重視した生活関連の商業形態の集積を図ります。
3. 商工会と連携し、地域資源を生かした魅力的かつ安定的に提供できる特産品の開発を進め、観光客等に提供する場の整備を促進し、受け入れ体制の強化及び観光部門における商業の改善を図ります。
4. 経営者の安定的な事業運営及び事業の持続的な発展に寄与するため、国県・商工会・金融機関と連携して、各種制度融資の利用を促進し、金融支援を行います。また、経済危機などの緊急時にも対応できる各種支援措置の検討も行います。
5. 経営の近代化や合理化を図るため、商工会等への指導体制の強化を行います。
6. 中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業・小規模企業者、商工会、金融機関と相互に連携を図りながら、地域経済の活性化及び町民生活の向上を促進します。

第3 工 業

[現状と問題点]

工業の振興は地域経済発展の大きな柱となります。本町の事業所のうち4人以上の事業所は表-47のとおりとなります。

本町で唯一の工業団地である大門工業団地への企業誘致の際は、事業者と就労者に対する各種助成金や奨励金などにより新規企業の立地も見られ町内雇用も促進されました。

しかし、近年において経済不況が長期化するなか、事業所の撤退や事業縮小などもあり、未だ厳しい状況が続いています。

今後も引き続き、町内への企業誘致及び就労を促すための諸施策を講じていく必要があります。

表-47 事業所・従業者数・出荷額

(単位：人・万円)

年次	事業所数	従業者数	製造品出荷額
平成17年	19	409	802,477
平成18年	19	406	735,493
平成19年	19	422	754,891
平成20年	19	434	905,204
平成21年	18	381	619,317
平成22年	18	411	761,699
平成23年	16	379	705,281
平成24年	16	380	626,426
平成25年	14	335	569,485

(資料：工業統計調査、従業者4人以上の事業所)

【施策の方針】

1. 中小企業者及び小規模企業者の経営基盤強化と生産技術の向上を図るとともに、既存企業の成長発展及び事業の持続的発展に努めます。
2. 国県・町などの優遇制度の活用を推進しながら、優良企業誘致の促進、及び既存の立地企業の経営安定を図ります。
3. 若者のニーズを的確に把握しながら、Uターンを促進し、地元企業への就労を促進します。
4. 既存企業の経営向上や改善、新事業展開への支援を行うとともに、新規企業への創業支援を積極的に行い、雇用の促進を図ります。

第4 地場産業

[現状と問題点]

本町における特産的地場産業には、出雲崎酪農組合による、牛乳の生産から処理・販売までを一貫システムで行う、良寛牛乳があります。乳質改善・飼養管理改善等により県下有数の実績を誇っています。

また、全国一の生産量を誇る紙風船も伝統ある民芸特産品として全国に知られています。

その他、釜谷梅をはじめとした本町ならではの複数の特産品があり、新たな商品の開発も進んでいる中で、豊富な水揚げを誇るサザエを使用したサザエの炊込みご飯が新潟県主催の国際ご当地グルメグランプリにおいて、総合グランプリを受賞するなど、食の分野においても注目を集めています。

今後も、観光産業として地域資源を生かした特産品の開発を進め、地場産業として育成する必要があります。

【施策の方針】

1. 既存地場産業の育成及び新たな特産品の開発を推進しながら、地元企業の活力向上を目指します。
2. 朝市などで露地物の地元農林産物の販売を促進するなど、地域資源を有効活用し、地場産業の育成を図ります。
3. 観光物産品や地元の農林水産物等を集め、一体的に販売等ができる環境の整備を図り、観光消費額の拡大を目指します。
4. ご当地グルメとして認知度が高まってきたサザエの炊込みご飯を観光資源として活用すべく、地元飲食店における取扱い店舗の増加や新たな販路の拡大等多角的な取組を図ります。
5. 町外者との交流やリピーターを確保し、出雲崎の食のピーアールと農水産物の販路拡大を図るため、オーナー制度を導入します。

第5 観光・レジャー

[現状と問題点]

本町は史跡・旧跡・名所に富み、更に海岸と緑豊かな丘陵に抱かれるなど、恵まれた観光資源を備えています。

今後は、妻入りの街並みへの誘客を図るため、街並みの既存施設等を有効に活用

した観光ルートの構築や、出雲崎駅前の観光情報施設「ホッと情報館陽だまり」の活用による駅前地区と海岸地区を結びつけた全町的な観光推進を行い、交流人口の増加を図ります。

観光ガイドによるきめ細かな街並み散策や新しいイベントなどを創造しながら、より多くの誘客に努め、訪れた人々に感動とやすらぎを与えることのできる諸施策を進めていくものとします。

表-48 観光客入込数（月別）

（単位：人）

年 度	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	合 計	前年度比
平成17年度	44,050	91,680	41,940	9,800	187,470	113.7
平成18年度	45,820	110,500	39,370	14,180	209,870	111.9
平成19年度	53,780	34,780	21,120	11,320	121,000	57.7
平成20年度	40,690	79,640	53,210	12,210	185,750	153.5
平成21年度	41,650	98,140	57,730	8,750	206,270	111.0
平成22年度	63,838	127,847	82,264	15,917	289,866	140.5
年 次	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	合 計	対前年比
平成23年	15,917	54,521	126,427	79,900	276,765	△ 2.1%
平成24年	15,497	59,835	131,369	77,855	284,556	+ 2.8%
平成25年	18,621	58,934	165,471	33,458	276,484	△ 2.8%

（資料：新潟県観光入込客統計調査） ※平成23年以降は国の共通基準に則り、暦年で集計

表-49 観光客入込数（目的別）

（単位：人）

年 次	自然	歴史・文化	温泉・健康	スポーツ・レクリエーション	都市型観光	その他	行祭事・イベント	合 計
平成23年	0	14,082	0	66,296	0	113,387	83,000	276,765
平成24年	0	15,127	0	66,502	0	116,427	86,500	284,556
平成25年	0	13,223	0	65,544	0	107,717	90,000	276,484

（資料：新潟県観光入込客統計調査）

表-50 海水浴客入込状況

(単位：人、%)

年 度	海水浴場名	総 数	県 内	県 外	対前年度比		
					総 数	県 内	県 外
平成21年度	井鼻 海水浴場	17,440	11,430	6,010	—	—	—
平成22年度		22,450	13,550	8,900	128.7	118.5	148.1
平成23年度		25,120	15,210	9,910	111.9	112.3	111.3
平成24年度		26,000	13,090	12,910	103.5	86.1	130.3
平成25年度		24,440	13,270	11,170	94.0	101.4	86.5
平成26年度		24,600	12,900	11,700	100.7	97.2	104.7

(資料：海水浴客入込状況)

表-51 越後出雲崎天領の里 施設別利用者状況

(単位：人、%)

年 度	時代館・石油記念館	レストラン	物産館	合 計	比 較
平成18年度	33,179	47,459	63,607	144,245	—
平成19年度	22,561	40,917	55,693	119,171	82
平成20年度	26,089	44,502	65,111	135,702	113
平成21年度	22,597	44,033	65,946	132,576	97
平成22年度	20,417	40,093	63,970	124,480	93
平成23年度	16,785	37,271	59,868	113,924	91
平成24年度	16,266	40,195	61,411	117,872	103
平成25年度	16,971	39,287	53,118	109,376	92
平成26年度	13,769	40,129	51,851	105,749	96

(資料：産業観光課)

【施策の方針】

1. 観光資源をテーマ別に整理し、近隣自治体とのネットワーク化を図り、広域観光ルートの開発等を推進し、更なる団体旅行客の誘客促進を図ります。
2. 四季を通じた地域資源の掘り起こしや観光交流人口の拡大を推進するイベントの開催及び観光地づくりに取り組む人材や観光ボランティアガイドの育成など更なる観光の担い手を育成し、ソフト事業の充実を図ります。
3. 高齢者や障がい者が円滑に安心して旅行できる環境の整備を目的として、観光施設等における身体障がい者用トイレ等の整備充実や電気自動車にも対応可能な駐車場の整備を図ります。
4. 観光客の交通利便の向上を目的として、駅等から観光地までの交通アクセスの改善や必要に応じて交通機能の充実を図るとともに、各種案内看板のデザインの統一や、わかりやすい案内看板の整備を図ります。
5. 近隣市町村と連携して、歴史資源を生かした観光振興を図ります。

第4章 夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくり

第1 就学前の児童養育

[現状と問題点]

幼児期は、人間形成の基礎を培ううえで極めて重要な時期であり、家庭と保育所の連携により、総合的な児童養育を支援していくことが大切です。

いま、少子化や核家族化、情報のあふれる社会の中で、人間関係が希薄化となっている傾向にあり、また、家庭における共稼ぎなどの事情により、家庭の教育力が低下しています。このため、町は家庭や地域と連携して、児童養育の取り組みを支援する役割と充実を図っていかねばなりません。

【施策の方針】

1. 就学前児童の養育を図るため、幼児講座など公民館事業の充実を図ります。
2. 家庭・保育所・地域で綿密な連携を図り、児童が健やかに成長を遂げるために、家庭教育など生涯を通じた総合的な支援を行います。

第2 学校教育

[現状と問題点]

学校教育の今日的な課題は、社会の急激な変化に伴い、子どもたちの学びに対する意欲・関心の低さや学力の低下、基本的な生活習慣の欠如、規範意識の不足、運動能力の低下等が指摘されています。

その背景には、少子化、核家族化、情報化等に見られる社会全体の急激な変化や人間関係の希薄化などが挙げられています。本町においてもこれらに対し、一層、真しに対応していかなければなりません。

これからの学校教育は、「生きる力」の育成を基本に、知・徳・体のバランスが取れ、社会の変化に確かに対応できる資質の充実を図る必要があります。

小学校の「ハッピーハート集会」や中学校の「いじめ見逃しゼロスクール」など小中学校が連携した中で、あいさつ運動や子どもの人権を守るためのいじめ撲滅対策に取り組んでいます。また、出雲崎町青少年育成町民会議を中心として、家庭・学校・地域が連携し町全体で“ノーメディア”に取り組んでいます。

今後も学習環境の整備と適切な施設や指導力の充実を促進することにより、生徒の多様な能力の向上が図られるよう、大きく期待されています。

表-52 小・中学校児童生徒数と学級数

(5月1日現在 単位：学級・人)

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
出雲崎小学校	8	198	9	199	9	192	9	188
出雲崎中学校	4	116	4	101	4	95	5	93

(資料：教育委員会)

表-53 中学校卒業後の進路状況

(5月1日現在 単位：人)

年度	卒業者総数			進学者（就職進学者も含む）					就職者	その他
	男	女	計	高等学校 全日制	高等学校 定時制	高等専門 学校	その他	計		
平成22年度	16	16	32	30	2	0	0	32	0	0
平成23年度	17	22	39	33	5	0	1	39	0	0
平成24年度	18	22	40	35	3	0	2	40	0	0
平成25年度	17	16	33	29	3	0	1	33	0	0
平成26年度	14	14	28	24	4	0	0	28	0	0

(資料：出雲崎中学校)

【施策の方針】

1. 学校（間）・家庭・地域の三位一体により教育力の向上を図ります。
2. 夢を持ち、感性豊かな心とたくましい体を育てるため、学習環境の整備・充実を図ります。
3. 家庭・学校・地域で連携しながら、地域と歩む特色ある学校づくりを推進します。
4. 高学歴志向の高まりの中で、奨学金制度の充実を図ります。
5. 高等学校に通学する生徒の通学費の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ります。

第3 生涯学習

[現状と問題点]

経済社会の発展と情報化を勘案し、「心の豊かさ」の充実や生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごすために、町民一人ひとりが自己実現を図れる学習機会の環境整備が求められています。

さらに、町民が主体性をもって学び、より良く生きようとする意識の確立や自立した地域社会の形成の必要性が高まっています。

表-54 平成27年度生涯学習関係事業

	事業名	時期・回数	会場
青少年教育	家庭教育学級	年2回	小中学校など
	小・中学校 ノーマディア・デー	各年22回	中央公民館 町民体育館
	めばえ教室	年24回	中央公民館
	出雲崎ッズ	年70回	中央公民館ほか
町民文化教室	良寛講座	年3回	出雲崎町・和島地域・ 与板地域
	総合大学	年15回	中央公民館ほか
	パソコン教室	3コース全18回	中央公民館
	ガーデニング教室	年8回	中央公民館
	料理教室	年4回	中央公民館
	書道教室	年24回	中央公民館
	英会話教室	年25回	中央公民館
	ちぎり絵教室	年17回	中央公民館
町民文化 サークル	陶芸	毎週土曜日	中央公民館
	スポーツダンス	毎週土曜日	中央公民館
	太極拳	毎週水曜日	中央公民館
	大正琴	第2・4火曜日	西越改善センター
	絵画	第2・4木曜日	中央公民館
文化活動	第25回奥の細道天の河俳句大会	10月16日	中央公民館
	生涯学習フェスティバル	11月2・3日	中央公民館ほか
	第11回良寛さんの心書道展	9月12～23日	中央公民館
	文化芸術鑑賞会	6月9日	町民体育館
	第9回未来の夢子ども体験講演会	10月21日	町民体育館
	良寛学習	小学校1年 ～中学校3年	小中学校
	東京芸術大学スケッチ合宿	8月2～5日	妻入り会館ほか
	二松学舎大学源川ゼミ合宿	8月6～9日	妻入り会館ほか

(資料：教育委員会)

表-55 公民館等の利用状況

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中央公民館	12,011	13,934	12,204	11,406	12,289
海岸公民館	2,301	2,258	2,939	2,806	2,558
図書館等	1,922	1,985	2,818	2,566	2,684

(資料：教育委員会)

【施策の方針】

1. 町民のニーズに応じた幅広い講座や文化教室を推進し、多様な学習機会の充実を図り、それらの学習活動の成果を適正に活用することが可能な環境整備を図ります。
2. 時代の流れに相応し、豊かな生活を体得できる生涯学習の環境整備を図ります。
3. 地域全体の教育力を向上させるため、学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくりや体制整備を推進します。

第4 歴史・文化

[現状と問題点]

町民が本町の歴史・文化に理解や関心が持てるよう、文化の振興と個性豊かな地域を創造していかなければなりません。そのため、その地域の特性に応じた施策を行い、文化芸術の推進に努めることが大切です。

特に、少子高齢化の課題をかかえる本町においては、歴史的施設や伝統ある文化芸術の活動にも、伝承・保存の面で十分に、意を配していかなければなりません。

また、江戸時代から続く妻入りの街並みを歴史的建造物群としてとらえ、周辺地域を含めた街並みの保存や整備を図っていくとともに、町特有の歴史・文化、芸術などを、後世に残す施策の一層の充実を進めます。

さらに、平成25年1月に町に移管された良寛記念館は、本町の貴重な歴史的、文化遺産であり、良寛生誕の地として地域の誇りとするとともに、次世代へも確実に引き継いでいくため、良寛に関する資料の収集、保管及び展示をし、博物館としての機能充実に努めていく必要があります。

表-56 新潟県指定文化財一覧

指定番号	名 称	所在地	所有者・管理者	指定年月日	備 考
彫 刻 第28号	木造薬師如来坐像 1体	滝 谷 薬 師 堂	大 門 正 応 寺	S46. 4.13	平安末期
工芸品第26号	鰐口 1点	滝 谷 薬 師 堂	滝谷薬師保存会	S57. 3.26	応永33年
史 跡 第 8 号	良寛生誕地 橋屋跡	石井町60の乙	出 雲 崎 町	S27.12.10	江戸後期
史 跡 第34号	尼瀬油田機械掘第1号井跡	尼瀬字町裏6の3	出 雲 崎 町	S41. 3.18	明治中期
天然記念物第66号	小木ノ城山の樹叢	相 田	出 雲 崎 町 新潟漁業協同組合	H 4. 3.27	

(資料：教育委員会)

表-57 出雲崎町指定文化財一覧

内 訳	指定番号	名 称	所在地	所有者・管理者	指定年月日	備 考
有形文化財	建造物第1号	薬師寺山門 1棟	相 田	薬 師 寺	S62. 1.23	明治14年再建
	建 造 物 第 2 号	明治の農家の形成を成 す季節宿國安	田 中	國 安 誠 人	H27.7.22	明治45年7月建築 平成24年9月再建
	彫 刻 第 1 号	木造阿弥陀三尊立像 3体	相 田	薬 師 寺	S62. 1.23	南北朝
	彫 刻 第 2 号	不動明王立像 1体	相 田	薬 師 寺	//	江戸初期
	彫 刻 第 3 号	不動明王立像 1体	小 木	三 光 院	//	鎌倉末期 ～南北朝
	彫 刻 第 4 号	観世音菩薩立像 1体 (木喰作)	川 西	高 橋 ミ ヨ キ	//	文化2.7 (1804)
(町文化財保護条例第2条第1項)	書 跡 第 1 号	上杉景勝白願書 1通	石井町	多 聞 寺	//	天正15.8.17 付 (1587)
	書 跡 第 2 号	堀秀治書状 1通	米 田	鳥 井 儀 資 出 雲 崎 町	//	慶長10.8.28 付 (1605)
	書 跡 第 3 号	上杉謙信御願文 1巻	相 田	薬 師 寺	//	永禄6.7.18 付 (1563)
	書 跡 第 4 号	良寛遺墨般若心経 他11点	米 田	出 雲 崎 町	//	
	古 文 書 第 1 号	出雲崎・尼瀬分間絵図 1巻	石井町	多 聞 寺	//	文化7.6付 (1810)
	考 古 資 料 第 1 号	縄文土器 1点	米 田	出 雲 崎 町	//	
	考 古 資 料 第 2 号	縄文土器・石器14点	稲 川	駒村善左工門	//	
	歴 史 資 料 第 1 号	良寛遺品法華経断片 1紙	米 田	出 雲 崎 町	//	
	歴 史 資 料 第 2 号	良寛遺品布団縞切れ 1点	米 田	出 雲 崎 町	//	
	歴 史 資 料 第 3 号	良寛遺品枕地藏 1体	石井町	出 雲 崎 町	//	
	歴 史 資 料 第 4 号	良寛遺品錫杖の環・笏 各 1点	米 田	出 雲 崎 町	//	
歴 史 資 料 第 5 号	算 額	滝 谷	滝 谷 薬 師 会 保 存 会	H20.4.25	明治 2 年	

(町文化財保護条例第2条第1項)	有形民俗第1号	船絵馬29面	羽黒町	羽黒神社	S62.1.23	明治16年ほか(1883)
	有形民俗第2号	絵馬5面	船橋	三島神社	//	天明5年ほか(1785)
	無形民俗芸能第1号	出雲崎おけさ		伝承団体 出雲崎おけさ保存会 秀和会	//	
	無形民俗芸能第2号	お船歌		伝承団体 新潟漁業協同組合	//	
	史跡第1号	小木城跡	相田	出雲崎町	//	南北朝
	史跡第2号	天河句碑(銀河序)1基	住吉町	出雲崎町	//	昭和29年
	史跡第3号	赤坂山古戦場	乙茂	出雲崎町	//	
	史跡第4号	代官所跡	尼瀬	出雲崎町	//	
	史跡第5号	孝婦ゆりの碑2基	尼瀬	善勝寺	//	
	史跡第6号	俳諧伝灯塚2基	尼瀬	妙福寺	S62.1.23	
	史跡第7号	出雲崎代官所獄門跡	尼瀬	出雲崎代官所獄門跡保存会	H22.9.9	
	天然記念物第2号	宇奈具志神社の大椎	乙茂	宇奈具志神社	S62.1.23	
	天然記念物第4号	大慶寺の大櫃	大寺	大慶寺	//	
	天然記念物第5号	延命寺のおんこう	別ヶ谷	延命寺	//	
	合計	県指定	彫刻 1 天然記念物 1	工芸品 1	史跡 2	計 5件
町指定		建造物 2 古文書 1 有形民俗 2 史跡 7	彫刻 4 考古資料 2 無形民俗芸能 2 天然記念物 5	書跡 4 歴史資料 5	計34件	

(資料：教育委員会)

表-58 国の登録有形文化財一覧

名称	登録番号	所在地	所有者等	登録年月日
割烹みよや	第15-0167号	羽黒町	大矢久幸	H15.7.1
季節宿國安主屋	第15-0258号	田中	國安誠人	H19.7.31
// 土蔵	第15-0259号	//	//	//

(資料：教育委員会)

【施策の方針】

1. 由緒ある歴史施設や伝統ある文化芸術に接する機会を提供し、精神的な豊かさを体得できるよう努めます。

2. 芸術・地域伝統文化活動への参加を促し、その成果を発表する機会の充実を図ります。
3. 芸術文化団体の活動に対して、支援などの条件整備を図ります。
4. 妻入りの街並み保全と環境整備に努めるとともに、その利活用を図ります。
5. 特色ある地域の文化遺産や民俗・風習等を集約し、出雲崎町の「宝もの」として、魅力ある町づくりに役立てていきます。
6. 良寛記念館では、良寛の遺徳を永く後世に引き継ぐことが重要であり“良寛生誕の地”である出雲崎の情報発信を図り、町民の郷土に対する認識を深める学術文化の向上を図ります。

第5 運動・スポーツ

[現状と問題点]

町は健康面の意識の高まりから、各年齢層に応じて、いつでも、どこでも体を動かし、運動・スポーツに親しむことができる環境づくりを図ってきました。

しかし、運動習慣の定着が進んでいないことや、若年層においても運動意識がまだまだ低い状況にあります。

このため、体育協会やスポーツ推進委員など、関係者が連携して、運動・スポーツを通じて人と人とのふれあいを深め、各年代がいつまでも、楽しく体力づくりに取り組める環境づくりを推進していくことが必要となります。

表-59 社会体育施設

施設名	設置年月	面積 (㎡)	備考
テニスコート	昭和59年10月	2,532	全天候型 4面
町民体育館	昭和59年10月	2,799	バレーボール 3面 バスケットボール 2面 バドミントン 6面
町民野球場	平成3年3月	10,799	
柔道場	平成5年6月	315	161.5畳
屋内ゲートボール場	平成5年6月	514	クレーコート 1面
屋内ゲートボール場 (増設分)	平成15年1月	512	クレーコート 1面
町民プール	平成5年6月	400	競泳用プール 8コース 遊泳用プール

(資料：教育委員会)

表-60 スポーツ団体の状況

(平成27年4月1日現在 単位：人)

出雲崎町体育協会 7団体 271人			
構成団体	会 員	構成団体	会 員
野 球 協 会	95	ゲートボール協会	95
バドミントン協会	10	卓 球 ク ラ ブ	10
出雲崎スカイヤーズ	30	ランニングクラブ	17
てんてん手毬	13		

(資料：教育委員会)

表-61 平成27年度生涯スポーツ行事・教室

スポーツ行事

大会名	期 日	対 象	会 場
第35回町民ソフトボール大会	5月31日	一 般	町民野球場
第29回町長杯ゲートボール大会	6月11日	熟 年	屋内ゲートボール場
第27回議長杯ゲートボール大会	7月9日	熟 年	屋内ゲートボール場
第37回町民バレーボール大会	6月28日	一 般	町民体育館
世代間交流ゲートボール大会	8月9日	熟年・児童	屋内ゲートボール場
第27回国保杯ゲートボール大会	9月24日	熟 年	屋内ゲートボール場
第34回町民ゲートボール大会	10月8日	熟 年	屋内ゲートボール場
第9回町民ウォーキング	9月27日	一 般	町 内
第26回町民ソフトバレーボール大会	11月15日	一 般	町民体育館
柔 剣 道 昇 級 審 査 会	12月6日	児 童	柔道：柔道場 剣道：町民体育館
第29回屋内ゲートボール大会	2月12日	熟 年	屋内ゲートボール場
第35回町民バドミントン大会	3月13日	一 般	町民体育館

スポーツ教室

教室名	期日	対象
柔道教室	通年	児童
剣道教室	通年	児童
さわやかスポーツ教室	通年	一般
小学生スポーツチャレンジ教室	5・10・1月	児童
わんぱく水泳教室	7・8月	児童
トレーニング教室	5・10月	一般
ファミリースキー&スノーボード	2月	一般

(資料：教育委員会)

【施策の方針】

1. 町民の健康づくりのため、計画的な各種スポーツ事業を推進します。
2. 各年代の体力・特徴に合わせた運動・スポーツの提供や指導などの環境整備を図っていきます。
3. 健康施策を体系化しながら、家庭・地域・各種関係団体の関係者間の連携強化を推進します。

第5章 町民と協働で築くまちづくり

第1 まちづくり

[現状と問題点]

平成の合併により、平成22年4月時点の県内市町村数は30市町村へと減少しました。そのような中で、本町は当面合併を行わず単独によるまちづくりを進める選択をしました。

しかし、合併をするしないにかかわらず、経済情勢の変化や少子高齢化に対応しながら、多様な町民ニーズにも応えられる行政運営を進めていかなければなりません。

そのためには、広報活動を充実し、的確な情報提供に努め、多くの住民参加のもとで、町民自らの権利と責任を自覚し、行政とのコミュニケーションを促し、人材育成を進めながら、これからの新しいまちづくりを推進していかなければなりません。

【施策の方針】

1. 広報・広聴活動を充実し、より幅広い広報手段により、的確な情報の提供に努めます。
2. 地域懇談会などを通じて、町民とのコミュニケーションを図り、自治意識の高揚を図ります。
3. 町の活性化を図るため、地域づくりを行う団体を支援します。
4. 多様化する社会や町民ニーズに対応するため、人材の育成に努めます。

第2 定住自立圏の形成

[現状と問題点]

国では社会経済情勢の変化や市町村合併の進展などを踏まえ、広域行政圏の推進から定住自立圏の推進へとシフトしました。

本町は平成21年12月に長岡市を中心とする長岡地域定住自立圏を形成し、長岡市やその周辺市と役割を分担しながら、定住に必要な都市機能や生活機能の確保・充実を図りながら連携を行っています。

それまでの広域行政圏とは異なり、1対1の対等な立場で、圏域全体として安全・安心で快適に暮らすことのできる圏域を形成することとしています。特に生活機能の強化・結びつきやネットワークの強化・圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野の項目で連携しています。

【施策の方針】

1. 長岡地域定住自立圏共生ビジョンに基づく連携項目の実施を推進するとともに、新たな連携項目の検討と、それぞれの地域資源を有効に活用し、誰もが住み続けたいと実感できる圏域づくりを目指します。

第3 交流ネットワークの形成

[現状と問題点]

他地域や他団体との情報の交換を始めとする人的・物的な交流は、町の活性化を図るうえで大きなウエートを占めます。

このようなことから、本町では良寛を機縁に福島県柳津町と姉妹都市提携を結び、交流を重ねています。また、俳聖松尾芭蕉の顕彰のため結成された、全国芭蕉サミットにも積極的に参加し交流を図っています。

さらに、官学との連携ともいえる東京藝術大学との文化面での交流が長年にわたって続けられています。

今後も、関係する地域や団体との情報交換や人的・物的交流などを進め、交流ネットワークを形成していくこととします。

【施策の方針】

1. 姉妹都市をはじめ関係地域や団体、他市町村などとの交流を深め、町の活性化を図ります。

第4 定住対策

[現状と問題点]

町勢の発展のためには、人口の維持や増加が不可欠です。しかし、平成22年国勢調査では、全国人口の伸び率も過去最低となるなど人口減少が目前にきており、本町でも昭和の合併以来、人口の減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

安定した行政運営と、多様化・複雑化する町民のニーズに的確に対応し、活気を取り戻すためには、ある程度の人口も必要になります。

比較的降雪量が少ない本町への新規定住希望者も見られることから、若者の定住促進を図るために、若者向けの住宅建設を進めていくとともに、空き家等の利活用、新規学卒者の就職後の生活支援、子育て世代に対する施策の周知を図ります。

また、本町も未婚化・晩婚化が進んでおり、結婚を希望する人への支援が必要です。

【施策の方針】

1. 若者を誘導するために、若者仕様を取り入れた機能的な町営住宅の建設を進めます。
2. 必要に応じ住宅団地の造成を行います。
3. 乳児から大学卒業までの子どもたちに対する施策の周知を図ります。
4. 本町に住む新規学卒者の就職後の新生活を支援します。
5. 結婚を望む人への男女の出会いの場の創出や、お見合い費用の一部助成を行います。

第5 行財政の合理化

[現状と問題点]

行政需要は年々増大と多様化の一途をたどっている一方、事業の効率化・減量化が求められています。しかし、行政組織は社会情勢の変化によって動くものであるため、今後も新しい変化が生じてきたときには、組織の見直しを行い、行政目的に即応できる機構整備を実施していく必要があります。

行政の簡素化を図るために平成18年度以降、町内12の公の施設について指定管理者制度を導入し、各施設を適正に管理しています。

一方で、多くの事務の権限が移譲されるようになり、複雑化・高度化する事務事業に的確に対応するため、人事管理や事務の電算化による迅速化と住民サービスの向上を図るため、電子自治体の実現に向けた取り組みを推進することが必要です。

厳しい財政状況の中で、健全財政を維持しながら、この計画を実現していくためには、自主財源の確保と政策選択の適正化を図り、重点施策に徹した計画的な財政運営が必要となります。

このため、納税意識の高揚と、受益者負担の適正化、補助金の見直しなどを不断に行いながら、自主的で弾力的な財政運営の推進に努め、中長期的な展望に立った財政計画を策定し、財源の重点的な配分を行うことが必要となります。

また、事務事業の見直しを行い、合理化による経常経費の削減を図り、効率的な財源運営に努める必要があります。これらの実現に向けた行財政改革を今後も着実に実施する必要があります。

【施策の方針】

1. 行財政に即応できる行政運営を図るために、事務・事業を検討し、必要に応じて行政機構の見直しを行います。

2. 事務の簡素化・合理化のため、電子自治体の推進を図るとともに共同処理・民間委託などを推進します。
3. 職員の研修制度を確立し、職員の自己啓発と能力の向上に努めます。
4. 納税意識の高揚、受益者負担の適正化、補助金の見直しなどを行い、自主的で弾力的な財政運営の推進に努めます。
5. 経常経費の節減を図り、効率的な財政運営に努めます。

表-62 町の健全化判断比率の状況

(単位：%)

年 度	指標名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度		(4.26)	(9.91)	8.7	(36.5)
平成25年度		(4.04)	(9.46)	9.2	(48.0)
平成26年度		(4.38)	(9.96)	8.6	(56.1)
	出雲崎町の 早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0

※実質赤字比率・連結実質赤字比率で黒字の場合及び将来負担比率で将来負担がない場合は、比率を()書きとしている。(資料：総務課)

表-63 町財政の推移

(単位：千円・%)

区分 年度	歳入額		歳出額		経常収支率 比	基準財政 需要額	基準財政 収入額	財政指 数	地 方 債 高 現 在	当 該 年 度 元 利 償 還 金	実 公 債 費 率 比
	うち 地方交付税	うち 投資的経費	うち 地方交付税	うち 投資的経費							
平成22年度	3,710,005	1,653,494	3,541,883	604,546	78.8	1,948,360	424,698	0.237	3,510,569	373,685	8.1
平成23年度	3,880,046	1,637,657	3,702,543	889,852	80.1	1,921,554	418,999	0.226	3,682,509	372,884	8.0
平成24年度	3,510,019	1,619,317	3,404,110	563,044	87.5	1,927,392	414,755	0.217	3,705,241	432,208	8.7
平成25年度	3,668,152	1,639,228	3,545,732	724,938	87.0	1,943,168	408,489	0.214	3,717,341	454,036	9.2
平成26年度	3,537,928	1,547,440	3,406,324	700,150	90.6	1,857,654	417,237	0.217	3,667,819	384,024	8.6

(資料：総務課、地方財政状況調査)

後期基本計画に基づく事業計画

1. 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり

事業名	事業の内容	事業主体	計画年度
子育て支援事業	乳児おむつ等支給	町	平成28～32年度
	保育所通園バス運行事業補助	町	平成28～32年度
	子育て支援センター開設運営事業	町	平成28～29年度
	妊産婦産前産後ケア事業	町	平成28～32年度
	一体型放課後児童クラブ・放課後子ども教室開設事業	町	平成28年度
	放課後児童クラブ運営	町	平成28～32年度
	川西児童遊園整備	町	平成28年度
	障害児保育事業補助	町	平成28～32年度
高齢者・障害者施策事業	地域包括支援センター運営	町	平成28～32年度
	介護保険支援型短期入所	町	平成28～32年度
	生活支援型短期入所	町	平成28～32年度
	生活支援型訪問介護	町	平成28～32年度
	地域コミュニティセンター	町	平成28～32年度
	高齢者筋力向上トレーニング事業委託	町	平成28～32年度
	介護予防フォローアップ教室委託	町	平成28～32年度
	寝たきり老人等介護手当支給	町	平成28～32年度
	緊急通報体制等整備	町	平成28～32年度
	寝たきり老人等寝具洗濯、乾燥	町	平成28～32年度
紙おむつ等支給	町	平成28～32年度	

1. 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり

事業名	事業の内容	事業主体	計画年度
高齢者・障害者 施策事業	重度障害児・者日常生活用具給付等	町	平成28～32年度
	障害者自動車燃料費助成	町	平成28～32年度
	人工透析者通院費助成	町	平成28～32年度
	障害者相談支援事業委託	町	平成28～32年度
	障害者地域活動支援センター委託	町	平成28～32年度
医療費 助成事業	ひとり親家庭等医療費助成	町	平成28～32年度
	重度心身障害者医療費助成	町	平成28～32年度
	精神障害者医療費助成	町	平成28～32年度
	子どもの医療費助成	町	平成28～32年度
	不妊治療費助成	町	平成28～32年度
	妊産婦医療費助成事業	町	平成28～32年度

2. 安全で快適な美しい環境のまちづくり

事業名	事業の内容	事業主体	計画年度
町道整備事業	尼瀬稲川線 L=300m W=6.0m	町	平成28～30年度
	船橋田中線 L=800m W=6.0m	町	平成28～32年度
	松本大門線ほか1路線 L=100m W=6.0m	町	平成28年度
	山谷小笠谷線 L=1,000m W=7.0m	町	平成29～32年度
	上中条米田中山線 L=1,500m W=6.0m	町	平成29～32年度
	小木常楽寺線 L=1,100m W=6.0m	町	平成29～32年度
	(仮称)新住宅団地線 L=500m W=6.0m	町	平成28～32年度
道路ストック点検、 修繕事業	橋梁長寿命化定期点検	町	平成28～32年度
	橋梁長寿命化修繕	町	平成28～32年度
	トンネル長寿命化定期点検	町	平成29～30年度
	トンネル長寿命化修繕	町	平成31～32年度
	道路舗装等修繕	町	平成28～32年度
街なみ環境 整備事業	下排水路整備 L=80m 景観舗装 L=150m 住宅修景補助 N=30棟 地区防災施設整備（防火水槽）	町	平成28～32年度
生活バス 路線対策事業	地方バス路線運行費補助	町	平成28～32年度
	生活交通確保対策補助	町	平成28～32年度
宅地造成・ 分譲事業	新規住宅団地造成・分譲	町	平成28～32年度
公営住宅 整備事業	既存公営住宅長寿命化修繕	町	平成31～32年度
住宅取得等 支援事業	新生活住まい取得支援事業	町	平成28～32年度

2. 安全で快適な美しい環境のまちづくり

事業名	事業の内容	事業主体	計画年度
住宅取得等 支援事業	新生活住まいリフォーム支援	町	平成28～32年度
	新生活空き家住まい減税	町	平成28～32年度
	新定住支援金支給	町	平成28～32年度
	新生活支援金支給	町	平成30～32年度
	一般リフォーム・バリアフリー 改修助成金	町	平成28～32年度
簡易水道 整備事業	老朽管更新・増口径布設替 松本地区 L=530m	町	平成28年度
	老朽管更新・増口径布設替 松本神条地区 L=740m	町	平成28～29年度
	老朽管更新・増口径布設替 常楽寺地区 L=230m	町	平成28年度
	遠方監視システム更新1箇所	町	平成28年度
	浄水場更新 1箇所 黒崎浄水場	町	平成31～32年度
	新規住宅団地造成に伴う水道管布設	町	平成29～32年度
下水道等 整備事業	公共下水道施設長寿命化改築・更新	町	平成28～30年度
	農業集落排水施設機能強化改築・更新	町	平成28～32年度
	新規住宅団地造成に伴う下水道管布設	町	平成29～32年度
	雨水排水路整備 大寺地区・大門地区	町	平成28～32年度
消防施設 整備事業	防火水槽設置	町	平成28～32年度
防災施設 整備事業	移動系デジタル簡易無線施設整備	町	平成28年度
除雪機械 整備事業	除雪ドーザ更新	町	平成31～32年度

3. 活気・活力に満ちた産業のまちづくり

事業名	事業の内容	事業主体	計画年度
農業基盤整備事業	中山間地域総合整備事業 八手地区 実施設計 1式 ほ場整備、暗渠排水、 用排水路、ため池 1式	県	平成28～32年度 (平成28～33年度)
農用地等集団化事業	八手地区 農用地等状況調査 地区内アンケート調査 換地設計基準作成ほか	町	平成28～32年度 (平成28～33年度)
国土調査事業	地籍調査 1式	町	平成28～32年度
水産基盤整備事業	種苗等中間育成放流 アワビ稚貝	新潟漁業協同組合 出雲崎支所	平成28～32年度
林道整備事業	小竹稲川線舗装 L=500m W=4.0m	町	平成28～32年度
	船橋田中線舗装 L=250m W=4.0m	町	平成28～32年度
	神条線舗装 L=500m W=4.0m	町	平成28～32年度
地場産業振興事業	オーナー制度を活用した交流	オーナー制度 実行委員会	平成28～32年度
商工観光振興事業	汐風ドリリー夢カーニバル補助	汐風ドリリー夢 カーニバル 実行委員会	平成28～29年度
	きずな補助	きずな 実行委員会	平成28～29年度
	出雲崎おけさ全国大会補助	出雲崎おけさ 全国大会 実行委員会	平成28～31年度
	観光ルート構築	町	平成28～32年度

4. 夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくり

事業名	事業の内容	事業主体	計画年度
学 校 校 舎 整 備 事 業	出雲崎中学校外壁改修	町	平成28年度
	出雲崎小学校防火扉改修	町	平成28年度
	出雲崎小学校空調整備	町	平成29年度
	出雲崎中学校空調整備	町	平成30年度
学 校 施 設 整 備 事 業	出雲崎中学校体育館外壁改修	町	平成28年度
就 学 支 援 事 業	奨学金貸与	町	平成28～32年度
	高校生通学費助成	町	平成28～32年度
	次代を担う人づくり奨学金給付	町	平成28～32年度
郷 土 学 習 推 進 事 業	社会科副読本の改訂・編集	町	平成28年度
生 涯 学 習 推 進 事 業	生涯学習カレンダー作成	町	平成28～32年度
	総合大学	町	平成28～32年度
	生涯学習フェスティバル	町	平成28～32年度
	文化芸術鑑賞会	町	平成28～32年度
	図書利用オンライン化	町	平成28～32年度
地 域 資 源 活 用 事 業	妻入り街並み景観利活用	町	平成28～32年度
	出雲崎宝もの新発見	町	平成28年度

5. 町民と協働で築くまちづくり

事業名	事業の内容	事業主体	計画年度
地域づくり 推進事業	地域づくり推進補助	町	平成28～32年度
定住促進事業	ふるさと就職支援	町	平成28～32年度
	婚活応援	町	平成28～32年度
行政の 合理化事業	庁内ネットワーク運用	町	平成28～32年度
	住民基本台帳システム運用	町	平成28～32年度
	行政情報提供システム運用	町	平成28～32年度
	職員研修（アカデミー・自治研修等）	町	平成28～32年度

策定資料

出雲崎町総合計画審議会条例

昭和54年3月20日

条 例 第 1 号

改正 昭和55年10月1日条例第29号 昭和56年3月20日条例第1号
 昭和57年6月18日条例第17号 平成元年7月1日条例第29号
 平成2年3月27日条例第7号 平成17年2月23日条例第5号
 平成18年3月24日条例第1号

(設置)

第1条 魅力ある郷土建設を目指す町政の指針を明らかにし、出雲崎町の総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、出雲崎町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、出雲崎町総合計画に関する事項並びに重要な施策に関する計画等について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(特別委員)

第5条の2 審議会が、その調査及び審議において必要があるときは、特別に委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、その事項について識見を有する者、その他適当と認めるものうちから町長が委嘱する。

3 特別委員は、その調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(参与)

第6条 審議会に専門事項の調査、審議のために参与を置くことができる。

2 参与は、関係行政機関の職員のうちから会長が委嘱する。

3 参与は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第7条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、特別委員を置くときは、その数だけ委員定数は増加したものとみなす。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年10月1日条例第29号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月20日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月18日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年6月21日から適用する。

附 則 (平成元年7月1日条例第29号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月27日条例第7号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月23日条例第5号)

この条例中第1条の規定は平成17年7月15日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

総 第 200 号
平成27年9月25日

出雲崎町総合計画審議会会長 様

出雲崎町長 小 林 則 幸

第5次出雲崎町総合計画（後期基本計画）並びに 地方版総合戦略の策定について（諮問）

本町は、平成23年度を初年度とする第5次出雲崎町総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定し、「恵まれた自然と歴史のなかで安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、5つの基本方針のもと、町民各位並びに関係各位にご協力いただきながら町の施策を展開してまいりました。

このたび、前期計画が今年度で終了することから、平成28年度から5か年間の後期計画を策定することとなります。

一方、国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の集中を是正するため、地方創生に取り組むこととし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）が制定されました。市町村は、法第10条第1項に基づき、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めることとされています。この地方版総合戦略は、国・県・市町村が一体となり、中長期的な視点でまち・ひと・しごと創生について取り組む必要があり、町にとっても重要な施策に関する計画となります。

このことから、町総合計画審議会条例（昭和54年出雲崎町条例第1号）第2条の規定に基づき、町総合計画（後期計画）並びに地方版総合戦略の策定について諮問します。

総計審 第 1 号

平成28年2月23日

出雲崎町長 小林 則 幸 様

出雲崎町総合計画審議会

会長 松 岡 聡

第5次出雲崎町総合計画（後期計画）並びに 地方版総合戦略の策定について（答申）

平成27年9月25日付け総第200号で諮問のありました第5次出雲崎町総合計画（後期計画）並びに地方版総合戦略の策定について、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

第5次出雲崎町総合計画（後期計画）は、「恵まれた自然と歴史のなかで安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本理念とした第5次出雲崎町総合計画基本構想に基づき、平成32年度を目標年として策定したもので、本町の町づくりの指針を示したものです。

また、地方版総合戦略（「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」）については、出雲崎町人口ビジョンを踏まえ、平成27年度から平成31年度の5年間に取り組む基本目標、基本的方向、具体的な施策、重要業績評価指標（KPI）等を取りまとめたものです。

これらの計画については、計画的、効率的な行財政運営を進めるとともに、着実な推進が図られるよう要望します。

第5次出雲崎町総合計画（後期計画）策定の経過

平成27年9月25日	第1回総合計画審議会開催 第5次出雲崎町総合計画（後期計画）の策定を審議会に 諮問
平成27年10月28日	第2回総合計画審議会開催
平成27年11月16日	第3回総合計画審議会開催
平成27年11月30日	第4回総合計画審議会開催
平成28年1月15日	第5回総合計画審議会開催
平成28年2月19日	第6回総合計画審議会開催
平成28年2月23日	第5次出雲崎町総合計画（後期計画）を答申

出雲崎町総合計画審議会委員名簿

会 長	松	岡		聡
副会長	金	泉	徳	次
委 員	若	山	昭	一
同	中	野	幸	次
同	佐	藤	和	之
同	内	山	才	子
同	小	黒	順	子
同	佐	々 木	高	史
同	仙	海	直	樹
同	加	藤	修	三

事 務 局

総務課長	山	田	正	志
課長補佐	権	田	孝	夫
企画係長	松	永		裕
主 事	村	越	一	雄